資料6-1

次期（R8～R12）最上川上流域の減災に係る取組方針（改定案）

山形河川国道事務所

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

１．取組方針の改定の経緯

減災対策協議会のこれまでの経緯

- 山形河川国道事務所では、平成27年12月の水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえ、平成28年5月に減災対策協議会を設立し、平成28年9月に平成28年度～令和2年度に実施する取組をまとめた「取組方針」を策定した。令和3年7月に、令和3年度～令和7年度で実施する取組をまとめたものに改定した。令和4年度には「山形地域メディア連携協議会」、「最上川水系ダム洪水調節機能協議会」を取組機関に追加している。
- 最上川上流域では令和2年に最上川流域治水協議会、令和3年に山形地域メディア連携協議会、最上川水系ダム洪水調節機能等協議会が設立されている。全国的な流れとしては、令和5年に流域治水の自分事化に対する提言や、流域治水プロジェクト2.0への更新等がある。

平成27年9月　関東東北豪雨災害（鬼怒川の洪水氾濫）

■社会資本整備審議会答申（平成27年12月）
「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月　水防災意識社会再構築ビジョン

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会　設立
（平成28年5月31日）

「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針」の策定（平成28年9月12日）（平成28年～令和2年）

令和2年度までに達成すべき目標概ね5年で実施する取組を設定

■水防法改正（平成29年6月）
要配慮者利用施設について避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化

平成30年7月豪雨

■緊急行動計画の改定（平成31年1月）

令和元年10月　東日本台風

■社会資本整備審議会答申（令和2年7月）
近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

令和2年7月豪雨

■最上川流域治水協議会を設立（令和2年9月）
最上川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議情報共有を行うことを目的に設立。

■災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）
避難勧告・避難指示の一本化等、個別避難計画の作成等

■水防法の改正（令和3年7月）
要配慮者利用施設について避難訓練の実施結果を市町村長に報告することが義務化。

「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針」の改定（令和3年7月30日）（令和3年～令和7年）

令和7年度までに達成すべき目標概ね5年で実施する取組を設定

■山形地域メディア連携協議会を設立（令和3年9月）
国や自治体の発信する水害等リスク情報の内容切迫性が、地域住民に迅速に伝わり、住民自らの避難行動につながるよう、情報発信共有方法の充実を図るため、マスメディア等と連携した『山形地域メディア連携協議会』を設立。

■最上川水系ダム洪水調節機能等協議会を設立（令和3年9月）
河川管理者とダム設置者等による事前放流に関する協定。

令和4年8月豪雨

「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針」の改定（令和4年11月10日）

■「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言（令和5年4月）
激甚化頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要がある。令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置。

■流域治水プロジェクト2.0への更新（令和5年8月）
気候変動を踏まえた治水計画に見直すとともに、流域対策の目標を定め、あらゆる関係者による流域対策の充実を目的とし、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として、流域関係者で共有

令和8年度以降の取組方針へ改定

減災対策協議会の位置付け

●「最上川流域治水協議会」の枠組の中に、法的枠組みの「最上川水系ダム洪水調節機能協議会」及び「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」があり、減災対策協議会の中に「山形地域メディア連携協議会」が位置付けられている。

【水防法】大規模氾濫減災対策協議会

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会

（設立：平成28年5月31日）

※洪水により相当な損害が生じる河川

【主な協議事項】
・円滑かつ迅速な避難体制を始めとする浸水防止・軽減に関する事項

【住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロシェクト】 メディア連携協議会

山形地域メディア連携協議会

（設立：令和3年9月9日）

【主な協議事項】
・地域住民の避難行動を推進するため、災害情報を発信する行政と、情報を伝えるテレビ、ラジオ、新聞等、それぞれが有する特性を活かした情報の発信・伝達に関する事項以降

流域治水協議会

最上川流域治水協議会

（設立：令和2年9月15日）

※河川整備が必要な河川
・上記以外の森林や農地等を含めた総合的な取組に関する事項

【令和7年度時点のプロジェクト（事業内容）】
R3.01.29　最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト
R3.03.30　最上川水系流域治水対策プロジェクト
R4.12.05　最上川上流(置賜地域)緊急治水対策プロジェクト
R6.07.31　最上川水系流域治水対策プロジェクト2.0

【河川法】 ダム洪水調節機能協議会

最上川水系ダム洪水調節機能協議会

(設立：令和3年9月9日)

※利水ダム等を有する河川

【主な協議事項】
・河川管理者とダム設置者等による事前放流に関する協定

減災対策協議会の取組方針

- 第2期（R3～R7）では第1期（H28～R2）に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、羽越水害を忘れずに新たな水害に備えるという目標を掲げ取り組んでいる。

	第1期（H28～R2）	第2期（R3～R7）
5年間で達成すべき目標	～来年は羽越水害から50年～ 「忘れない、水害への備え」 近年多発する水害や平成27年9月関東・東北豪雨発生を踏まえ、昭和42年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区20市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。	羽越水害を忘れずに 新たな水害に備える 近年多発する水害や平成27年9月関東・東北豪雨、令和2年7月豪雨の発生を踏まえ、昭和42年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区20市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。
取組方針の目標達成に向けた3本柱	① 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ② 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③ 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	① 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ② 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③ 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み
重点項目	① 羽越水害から50年を契機とした、洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上 ② より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成 ③ 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	① 洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上 ② より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成 ③ 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進

2-1. フォローアップ調査結果

フォローアップ調査結果

- 現取組方針のR3～7年度の取組の取組機関にフォローアップを実施し、取組項目ごとの進捗状況をA（100%）、B（50～99%）、C（0～49%）で分類した。
- フォローアップ結果を踏まえ、取組の進捗率に着目し（1）進捗率が低いため、進捗率を高めていく必要がある取組項目、（2）進捗率は高いがより質を高めていく必要がある取組項目を選定し、今後のメリハリある取組みに繋げる。

※質を高める取組項目については市町のフォローアップで意見が多かったものを抽出した。

- 進捗率の算出方法（取り組んでいる自治体数の割合）

進捗率（%）=「着手又は継続中」の構成員数（X）/取組を実施する構成員数（X＋Y）　×100

X:「着手又は継続中」の構成員数、Y:着手予定で未実施の構成員数

	C	B	A
進捗率	0～49%	50～99%	100%
分類項目	（1）進捗率が低いため、進捗率を高めていく必要がある取組項目	（2）進捗率は高いがより質を高めていく必要がある取組項目	

フォローアップ調査結果

● 5カ年（R3～R7）の取り組み実施状況（1/4）

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針					
具体的な取組の柱 事項 具体的取組	No.	主な取組項目	目標時期	取組機関	各取組の実施状況 A：全ての機関で実施済みまたは継続中 B：50%以上の機関で実施済みまたは継続中 C：50%未満の機関で実施済みまたは継続中
洪水を河川内で安全に流す対策					
■洪水を河川内で安全に流す対策	1	・既存ダムの洪水調節機能の向上	継続実施	最上川水系ダム洪水調節機能協議会	A
避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備					
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	2	・雨量・水位等の観測および伝達のための基盤整備	継続実施	東北地整	A
	3	・山形県防災情報システムを活用した、避難状況、被害状況、水防活動状況等の伝達・共有基盤の整備	継続実施	協議会全体	A
	4	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続実施	市町	A
	5	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続実施	市町	A
			継続実施	山形県	A
			継続実施	東北地整	A
	6	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、代替施設の指定等	継続実施	市町	A
	7	・災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	R3年度から実施	市町	B
				山形県	A
	8	・リスクが高い箇所及び河川水位等を監視するためのCCTVカメラ及び簡易水位計等の整備、及びCCTVカメラ画像の受信設備の設置	継続実施	市町	A
				東北地整	A
	9	・円滑かつ迅速な避難に資する施設整備	H29年度から順次実施	東北地整	A
	10	・住民の避難にも活用出来る河川堤防等の整備	H29年度から順次実施	東北地整	A
	11	・水害危険性の周知促進	R3年度から実施	市町	A
				山形県	A
	12	・避難計画作成の支援ツールの充実	R3年度から実施	山形県 東北地整	A
	13	・水防拠点の拡張・増設	R3年度から実施	市町	B
				東北地整	A

● 進捗率の算出方法（取り組んでいる自治体数の割合）

進捗率（%）＝「着手又は継続中」の構成員数（X）/取組を実施する構成員数（X＋Y） ×100

X：「着手又は継続中」の構成員数、Y：着手予定で未実施の構成員数

フォローアップ調査結果

● 5カ年（R3～R7）の取り組み実施状況（2/4）

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針					
具体的な取組の柱 事項 具体的取組	No.	主な取組項目	目標時期	取組機関	各取組の実施状況 A：全ての機関で実施済みまたは継続中 B：50%以上の機関で実施済みまたは継続中 C：50%未満の機関で実施済みまたは継続中
①逃げ遅れゼロにむけた、迅速かつ的確な避難行動のための取組					
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	14	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	継続実施	山形県	A
				東北地整	A
	15	・広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定・周知	継続実施	市町	C
	16	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充およびまち歩き等による地域内の危険箇所等の把握	継続実施	市町	B
				東北地整	A
	17	・より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成	継続実施	市町	A
	18	・共助の仕組みの強化	R3年度から実施	市町	A
				山形県	A
				東北地整	A
	19	・住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）	R3年度から実施	市町	B
				東北地整	A
	20	・大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	継続実施	市町	A
	21	・民間企業と連携した避難体制の強化	R3年度から実施	市町	B
				山形県	A
				東北地整	A
	22	・広域連携による避難体制の強化	R3年度から実施	市町	B
				山形県	A
				東北地整	A

● 進捗率の算出方法（取り組んでいる自治体数の割合）

進捗率（%）＝「着手又は継続中」の構成員数（X）/取組を実施する構成員数（X＋Y） ×100

X:「着手又は継続中」の構成員数、Y:着手予定で未実施の構成員数

フォローアップ調査結果

● 5カ年（R3～R7）の取り組み実施状況（3/4）

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針					
具体的な取組の柱 事項 具体的取組	No.	主な取組項目	目標時期	取組機関	各取組の実施状況 A：全ての機関で実施済みまたは継続中 B：50%以上の機関で実施済みまたは継続中 C：50%未満の機関で実施済みまたは継続中
①逃げ遅れゼロにむけた、迅速かつ的確な避難行動のための取組					
■適切な高齢者等避難・避難指示の発令に備えた整備	23	（危険水位等設定河川） ・高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定	継続実施	市町	A
	24	（危険水位等設定河川以外の河川） ・高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定	継続実施	市町	B
■高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムライン	25	・高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムラインの策定、及び実践に即した検証・改善	継続実施	協議会全体	B
	26	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	継続実施	協議会全体	B
	27	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	継続実施	気象庁	A
	28	・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	R7年度	気象庁	A
	29	・ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言、及びホットラインの活用	継続実施	協議会全体	A
	30	・多機関連携型タイムラインの作成、運用	R3年度から実施	協議会全体	C
	31	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	R3年度から	東北地整	A
	32	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	継続実施	山形県	A
				東北地整	A
				気象庁	A
	33	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	R3年度から実施	市町	A
				山形県	A
	34	・メディアとの連携による洪水情報の提供	R3年度から実施	山形地域メディア連携協議会	A
	35	・合同記者会見やSNSでの防災情報の発信	R3年度から実施	東北地整	A
				気象庁	A
■防災教育や防災知識の普及	36	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続実施	協議会全体	B
	37	・防災教育の推進	継続実施	協議会全体	A
	38	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	継続実施	山形県 気象庁 東北地整	A
	39	・ダムの放流情報等の提供内容・範囲・手段の検討やダムの操作やその際に提供される意味等について周知	R3年度から実施	山形県 東北地整	A

● 進捗率の算出方法（取り組んでいる自治体数の割合）

進捗率（%）＝「着手又は継続中」の構成員数（X）/取組を実施する構成員数（X＋Y） ×100

X：「着手又は継続中」の構成員数、Y：着手予定で未実施の構成員数

フォローアップ調査結果

● 5カ年（R3～R7）の取り組み実施状況（4/4）

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針					
具体的な取組の柱 事項 具体的取組	No.	主な取組項目	目標時期	取組機関	各取組の実施状況 A：全ての機関で実施済みまたは継続中 B：50%以上の機関で実施済みまたは継続中 C：50%未満の機関で実施済みまたは継続中
②洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化					
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	40	・水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保と伝達訓練の実施	継続実施	市町	A
	41	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続実施	市町	B
				山形県	A
				東北地整	A
	42	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（国、県、複数の市町が参加する訓練）	定期的に継続実施	協議会全体	B
	43	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討	継続実施	市町	B
	44	・時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	継続実施	市町	B
				山形県	A
				東北地整	A
③一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動					
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	45	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	継続実施	市町	B
				東北地整	A
	46	・排水計画に基づく排水訓練の実施	継続実施	市町	C
				東北地整	A
	47	・排水設備の耐水性の強化	R3年度から実施	市町	B
				東北地整	A
④その他					
■災害復旧の支援体制の強化および災害情報の共有	48	・山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の活用	継続実施	市町	B
				山形県	A
	49	・毎年、県主催の災害復旧事業担当職員研修会を実施	継続実施	市町	B
				山形県	A
	50	・水防演習、ロールプレイングを実施	継続実施	東北地整	A
	51	・人材不足を補うための育成・支援体制の強化	継続実施	東北地整	A
	52	・JETT(ジェット：気象庁防災対応支援チーム派遣)	継続実施	気象庁	A

● 進捗率の算出方法（取り組んでいる自治体数の割合）

進捗率（%）＝「着手又は継続中」の構成員数（X）/取組を実施する構成員数（X＋Y） ×100

X：「着手又は継続中」の構成員数、Y：着手予定で未実施の構成員数

フォローアップ調査結果

（1）進捗率が低いため、進捗率を高めていく必要がある取組項目

- 広域避難、多機関連携型タイムライン、排水計画については取組状況が50%以下であり、今後進捗率を高めていく必要がある。

①逃げ遅れゼロにむけた、迅速かつ的確な避難行動のための取組		進捗率【市町】R7年度
■広域避難を考慮したハザードマップの作成周知等		
15	広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定周知	C
■高齢者等避難指示の発令に着目したタイムライン		
30	多機関連携型タイムラインの作成、運用	C
③一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動		
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施		
46	排水計画に基づく排水訓練の実施	C

フォローアップ調査結果

（2）進捗率は高いがより質を高めていく必要がある取組項目

- 要配慮者利用施設の計画策定・訓練実施、防災意識の向上に向けた取組、水防に関する取組については取組の“質”をさらに高めていく必要がある。

※市町のフォローアップ調査の中で今後も継続して実施する市町の記載が多い項目を選定した。

	No.	項目	課題（総括）	今後の展望（総括）
■広域避難を考慮したハザードマップの作成周知等	17	• より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成	作成した避難確保計画の検証が課題（2市町）。 訓練内容に差がある（5市町）。	策定された計画に基づいた要配慮者利用施設の避難訓練の実施を支援していく。（11市町）
	19	• 住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）	・参加者の限定と全体への周知不足（4市町）。 ・作成のハードルの高さと認知度（2町）。 ・ 講座・研修の運営に関する課題（2市）	マイ・タイムラインの普及・啓発の継続 。（19市町）
■防災教育や防災知識の普及	37	• 防災教育の推進	・出前講座などへの参加者が限られる。（2市町） ・人手が足りない（3市町）	効率的な出前講座などを継続して実施していく。（14市町）
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	42	• 関係機関が連携した実働水防訓練の実施（国、県、複数の市町が参加する訓練）	より実践的な訓練が必要（6市町）	水防に関するより実践的な訓練を継続して実施していく（11市町）
	43	• 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討	・消防団員が減少傾向にある。（1市町） ・団員の増加につながる効果的な取り組みが求められている。（3市町）	消防団員の加入促進や協力団体の募集を継続するとともに、指定に向けた取り組みを検討する。（8市町）
	44	• 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	・「時代に即した水防工法」を把握する必要がある。（5市町）	情報収集を行い、水防訓練への導入を検討していく。（3市町） 次年度以降検討（5市町）

フォローアップ調査結果

● 最上川上流の関係市町（20市町）へのフォローアップ結果から、取組項目のうち、進捗率が低く進捗率を高めていく必要がある項目と、進捗率が高い取組の中でより「質」を高めていく必要がある項目を抽出した。

（1）進捗率が低いため、進捗率を高めていく必要がある取組項目

No.15 広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定・周知

No.30 多機関連携型タイムラインの作成、運用

No.46 排水計画の策定に基づく排水訓練の実施

（2）進捗率は高いがより質を高めていく必要がある取組項目

<洪水に対する防災意識、逃げる意識に関する事項>

No.19 住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）

No.37 防災教育の推進

<要配慮者に関する事項>

No.17 より実践的な避難訓練の実施及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

<水防に関する事項>

No.42 関係機関が連携した実働水防訓練の実施（国、県、複数の市町が参加する訓練）

No.43 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討

No.44 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進

フォローアップ調査結果

フォローアップ結果を踏まえた関係市町に共通する課題

● フォローアップ結果から、R3～R7年度時点までの関係市町の各項目の課題、今後の展望に関する回答を集約して要因分析を行い、関係市町に共通する課題を抽出した。

①人材不足・体制強化

（具体的な課題例）

- 災害時に人手不足のため、システム入力漏れや要配慮者への支援が行き届かない。特に要配慮者施設の避難計画策定、防災教育の推進において、マンパワーが不足している。

②計画・情報の理解不足や策定の困難さ

（具体的な課題例）

- 多くの計画や情報が市町村職員や住民に十分に理解されていない。
- 大規模工場の浸水防止計画や個人用避難計画（マイ・タイムライン）の作成が難しいと感じられている。

③施設や資機材の整備計画・配置計画の検討段階

（具体的な課題例）

- 水防資機材の整備、災害対応施設の新設、災害拠点病院の耐水化、監視カメラの設置などの施設や資機材の整備計画・配置計画が検討段階で予算化ができていない。

④住民への情報伝達・防災意識の向上

（具体的な課題例）

- 住民への効果的な情報伝達が課題となっている。特にスマートフォンなどデジタル情報収集手段を持たない人々への情報提供やハザードマップの認知度・活用促進が必要である。

⑤実践的な訓練の実施不足・社会情勢への適応

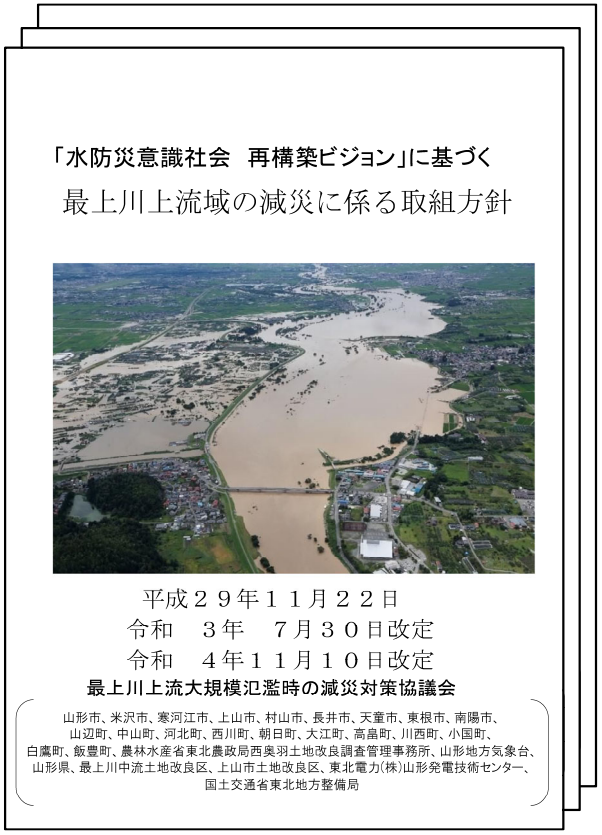
（具体的な課題例）

- 広域連携での避難訓練やタイムラインに基づいた実践的な訓練の機会が不足している。
- 毎年行われる共同点検や水防訓練が形式化し、現代の社会情勢に即した内容になっていないため、より実践的な訓練内容への改善が求められる。

2-2. 次期取組方針の検討方針

次期取組方針の目次構成

- 現行の取組方針（令和4年11月10日改定）の目次構成をもとに、次期取組方針（案）を作成する。
- 取組方針の改定の経緯、現行の取組方針に基づく令和3年度～令和7年度の関係市町への取組状況をフォローアップ結果等を踏まえて、現状と課題を整理し、次期取組方針における「減災のための目標」、「概ね5年で実施する取組」等の記載内容を更新する。


「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく
最上川上流域の減災に係る取組方針

平成２９年１１月２２日
令和　３年　７月３０日改定
令和　４年１１月１０日改定
最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会

山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、
山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、小国町、
白鷹町、飯豊町、農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、山形地方気象台、
山形県、最上川中流土地改良区、上山市土地改良区、東北電力(株)山形発電技術センター、
国土交通省東北地方整備局

－目次－

1. はじめに
2. 構成員
3. 最上川上流域の概要と主な課題
4. 現状の取組状況
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
7. フォローアップ

減災のための目標

減災のための目標の検討方針

- 最上川上流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、5年間で達成すべき目標、取組方針の目標達成に向けた3本柱及び重点項目を更新する。

5年間で達成すべき目標の更新

	第1期（H28～R2）	第2期（R3～R7）	第3期（R8～R12）
5年間で達成すべき目標	～来年は羽越水害から50年～「忘れない、水害への備え」 近年多発する水害や平成27年9月関東・東北豪雨発生を踏まえ、昭和42年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区20市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。	羽越水害を忘れず に新たな水害に備える 近年多発する水害や平成27年9月関東・東北豪雨、令和2年7月豪雨の発生を踏まえ、昭和42年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区20市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。	**流域治水を自分事化し、災害に備える地域を創る** 令和２年７月豪雨、令和4年8月出水の発生を踏まえ、最上川上流域20市町、山形県、国、民間企業等のあらゆる関係者が協働して流域治水の自分事化の取組を推進し、住民一人ひとりの防災意識向上とともに、「氾濫の防止・軽減、被害対象の減少、被害の軽減・早期復旧・復興」を目指す。

第2期（R3～R7）→第3期（R8～R12）の変更理由

- 第1期（H28～R2）から次回第3期（R8～R12）取組方針の更新まで10年が経過し、第1期（H28～R2）以降「流域治水協議会」「流域治水プロジェクト」等の新たな取り組みや施策が発出され、より具体的な取り組み目標が求められる必要が生じたため。

減災のための目標

取組方針の目標達成に向けた3本柱の更新

	第1期（H28～R2）	第2期（R3～R7）	第3期（R8～R12）
取組方針の目標達成に向けた3本柱	① 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ② 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③ 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	① 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ② 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③ 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	①治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進 ②土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進 ③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化 • 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション • 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 • 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み

第2期（R3～R7）→第3期（R8～R12）の変更理由

● 「最上川水系流域治水プロジェクト」との整合を図るため、旧方針については③に包含し、取組をより強化していく。
① 最上川上流域全体での治水機能の強化。
② 氾濫の到達が早い上流域では、土地利用のあり方を見直すことが、将来的な被害の拡大を防ぐ上で極めて重要。
③ 最上川上流域では豪雨時の水位上昇が急激であり、被害を最小限に抑えるためには住民の迅速な避難が最も重要となる。また、多くの自治体は高齢化や財政規模の制約があり、迅速な復旧・復興対応が困難な地域が多い。

減災のための目標

重点項目の更新

- 市町へのフォローアップ調査結果から、重点項目②及び③は、取組の進捗率は高いが、より質を高めていく必要がある項目として整理されたことから、第3期の取組方針でも継続して重点項目として設定することとした。
- 住民防災意識調査結果から、最上川上流域では、リスクに対して自ら避難を判断し、周りの人たちを誘導できる人が一定数存在する一方で、リスクの存在を知る必要がある人が最も多いことが分かったことから、重点項目①は継続して重点項目とし、住民の防災意識に応じた取組を実施することを明記することとした。

	第1期（H28～R2）	第2期（R3～R7）	第3期（R8～R12）
重点項目	① 羽越水害から50年を契機とした、洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上 ② より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成 ③ 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	① 洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上 ② より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成 ③ 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	① 洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上 • 防災意識が低い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図るきっかけづくり • 防災意識が高い住民に向けた地域の防災リーダーの育成と共助の仕組づくり • 住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携 ② より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成 ③ 時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進

第2期（R3～R7）→第3期（R8～R12）の変更理由

- リスクの認知と自分事化を図り、行動の入り口へ導くことで、防災意識が低い人たちの防災意識を押し上げる。
- 地域防災を担うリーダーの育成と、助け合いの仕組みを構築することで、防災意識が高い人たちの行動力・影響力を強化し、他者の避難を促進する。
- 防災意識を段階的に高め、具体的な行動をとる人の割合を増やすことで、継続的に地域住民全体の防災意識の底上げを図る。

次期取組方針における主な取組内容

- 次期取組方針の改定にあたって、令和4年11月改定以降、減災を取り巻く環境は大きく変容していることから、以下の視点を反映し、次期取組方針の主な取組内容の更新箇所を検討し、継続項目及び新規項目を選定した。
  - ① 関係市町への5ヵ年（R3～R7年度）の取組のフォローアップ調査結果
  - ② 最上川水系流域治水プロジェクトの更新（R6.7）

改定の視点	更新の背景・理由	次期取組方針に反映する内容の例	主な取組内容の更新例 （赤文字箇所：新規項目） （青文字箇所は追記・修正内容）
1.市町へのフォローアップ結果	関係市町の課題やニーズ、これまでの取り組みの評価を反映するため	各市町の実施・整備状況、国や都道府県への要望事項、市町間の共通課題に対応	• 水防活動を支援するための水防資機材等の配備・拡充（排水ポンプ、救命胴衣等） • 水害危険性の周知促進（定期的なハザードマップの更新と住民への周知・啓発活動の継続） • 住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）及び普及啓発活動の実施 • 水防演習、危機管理演習等を実施
2.流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトによる流域治水対策を反映するため	流域治水プロジェクトによるハード・ソフト対策を盛り込み、最新の流域治水対策の実施内容	• 森林整備・治山対策・水田貯留（田んぼダム取組の拡大）・ため池の保全 • 流域タイムラインの運用開始に向けた検討、実践　など

次期取組方針の主な取組内容(1/4)

概ね5年で実施する取組の更新について

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	No.	旧No.	主な内容 赤字:追加した項目 青字:追加・修正した文言	(R8-R12)次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いが、より質を高めていく取組項目
1.ハード対策						
①治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進						
■洪水を河川内で安全に流す対策	1	1	既存ダムの洪水調節機能の向上	継続実施		
	2	－	河道掘削、堤防整備、分水路整備、質的整備、遊水地改良、支川河川整備、河川流下能力向上・持続化対策事業、民間企業と連携した公募伐採等	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	3	－	新規分水路・洪水貯留・遊水機能保全及び確保に関する検討	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	4	－	堤防耐力の向上(インフラDX(施策)における河川管理の高度化・効率化(3次元点群データの活用等)	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	5	－	粘り強い河川堤防の検討	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
■集水域での対策	6	－	砂防堰堤等の整備	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	7	－	雨水幹線及び貯留浸透施設の整備、一般住宅敷地内浸透施設設置の推進	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	8	－	森林整備・治山対策・水田貯留(田んぼダム取組の拡大)・ため池の保全	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	9	－	農業用排水機場等の整備	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	10	－	下水道施設(処理場等)の耐水化	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	11	－	貯留機能保全区域の検討	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
②土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進						
■氾濫域での対策	12	－	災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	13	－	土地利用規制・誘導(災害危険区域等)	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	14	－	家屋移転、かさ上げ補助制度の創設	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	15	－	雪対策と連携した氾濫被害の軽減(高床住宅等)	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	16	－	農業用ハウスの浸水区域外への移転	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	17	－	宅地嵩上げ支援・空き家・空き地を活用した雨水貯留設備	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	18	－	防災まちづくりの推進	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	19	－	農地防災減災事業	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		

次期取組方針の主な取組内容(2/4)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	No.	旧No.	主な内容 赤字:追加した項目 青字:追加・修正した文言	(R8-R12)次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いが、より質を高めていく取組項目
1.ハード対策						
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	20	2	雨量・水位等の観測および伝達のための基盤整備	継続実施		
	21	3	山形県防災情報システムを活用した、避難状況、被害状況、水防活動状況等の伝達・共有基盤の整備	継続実施		
	22	4	防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続実施		
	23	5	水防活動を支援するための水防資機材等の配備・拡充(排水ポンプ、救命胴衣等)	継続実施:「救命胴衣が足りない」、「小型ポンプの更新予定」という市町の意見を反映して文言追加		
	24	6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、代替施設の指定等	継続実施		
	25	7	災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	継続実施		
	26	8	リスクが高い箇所及び河川水位等を監視するためのCCTVカメラ及び簡易水位計等の整備、及びCCTVカメラ画像の受信設備の設置	継続実施		
	27	9	円滑かつ迅速な避難に資する施設整備	継続実施		
	28	10	住民の避難にも活用出来る河川堤防等の整備	継続実施		
	29	11	水害危険性の周知促進(定期的なハザードマップの更新と住民への周知・啓発活動の継続)	継続実施:「県の浸水区域の更新に合わせてハザードマップの見直し」、「内水ハザードマップの作成」という市町の意見を反映して文言追加		
	30	12	避難計画作成の支援ツールの充実	継続実施		
	31	13	水防拠点の拡張・増設	継続実施		
	32	-	河道掘削土を活用した水防災拠点(兼避難場所)の整備	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	33	-	「命を守る行動」に繋げる情報発信(ワンコイン浸水センサの設置)	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	34	-	「水害リスクライン・洪水キキクル」の普及・利活用促進(近年の洪水を踏まえた避難判断に資する検討)	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
2.ソフト対策						
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化						
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	35	14	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	継続実施		
	36	15	広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定・周知	継続実施:進捗率は「C:50%未満の実施機関で実施済または継続中」と低いため、「具体的にどのような取組を進めればよいか分からない」という市町の意見を受け、広域避難計画の検討を支援する取組が必要	○	
	37	16	まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充およびまち歩き等による地域内の危険箇所等の把握	継続実施:		
	38	17	より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成	継続実施:進捗率は「A:全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「要配慮者利用施設が行う避難訓練の実施を促進」という市町の意見を反映し、施設の避難訓練を支援する取組が必要		○
	39	18	共助の仕組みの強化	継続実施		
	40	19	住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進(マイ・タイムライン)及び普及啓発活動の実施	継続実施:進捗率は「A:全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「マイ・タイムラインの普及・啓発」という市町の意見を反映して、積極的な普及啓発活動が必要		○
	41	20	大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	継続実施		
	42	21	民間企業と連携した避難体制の強化	継続実施		
	43	22	広域連携による避難体制の強化	継続実施		
■適切な高齢者等避難・避難指示の発令に備えた整備	44	23	(危険水位等設定河川) 高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定	継続実施		
	45	24	(危険水位等設定河川以外の河川) 高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定	継続実施		

次期取組方針の主な取組内容(3/4)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針							
具体的な取組の柱 事項 具体的取組		No.	旧No.	主な内容 赤字:追加した項目 青字:追加・修正した文言	(R8-R12)次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いが、より質を高めていく取組項目
2.ソフト対策							
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化							
	■高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムライン	46	25	高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムラインの策定、及び実践に即した検証・改善	継続実施		
		47	26	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	継続実施		
		48	27	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	継続実施		
		49	28	線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	継続実施		
		50	29	ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言、及びホットラインの活用	継続実施		
		51	－	流域タイムラインの運用開始に向けた検討、実践	新規:最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
		52	30	多機関連携型タイムラインの作成、運用	継続実施:進捗率は「C:50%未満の実施機関で実施済または継続中」と低いため、「具体的にどう取り組めばよいか分からない」という市町の意見を反映し、多機関連携型タイムラインの検討を支援する取組が必要	○	
		53	31	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	継続実施		
		54	32	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	継続実施		
		55	33	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	継続実施		
		56	34	メディアとの連携による洪水情報の提供	継続実施		
		57	35	合同記者会見やSNSでの防災情報の発信	継続実施		
	■防災教育や防災知識の普及	58	－	自主防災組織の防災リーダーの育成	新規:「地域防災リーダーの育成」「防災リーダーへのフォローアップ研修の実施」という市町の意見を反映して項目追加		
		59	－	自主防災組織の組織設立の促進	新規:「自主防災組織の未組織地域への組織化強化」「自主防災組織の組織化促進」という市町の意見を反映して項目追加		
		60	36	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続実施:		
		61	37	防災教育の推進	継続実施:進捗率は「A:全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「参加者が限られる」という市町の意見を反映し、継続的かつ新しい取組が必要		○
		62	38	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	継続実施		
		63	39	ダムの放流情報等の提供内容・範囲・手段の検討やダムの操作やその際に提供される意味等について周知	継続実施		
	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	64	40	水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保と伝達訓練の実施	継続実施		
		65	41	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続実施		
		66	42	関係機関が連携した実働水防訓練の実施(国、県、複数の市町が参加する訓練)	継続実施:進捗率は「A:全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「住民参加型の実践的防災訓練の実施」、「マンネリ化しないような実践的な訓練が必要」という市町の意見を反映し、実働的な水防訓練の実施が必要		○
		67	43	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討	継続実施:進捗率は「A:全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「消防団員の加入促進、協力団体の募集」という市町の意見を反映し、より水防協力団体が増えるような取組が必要		○
		68	44	時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	継続実施:進捗率は「A:全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「時代に即した水防工法が何か分からない」という市町の意見を反映し、時代に即した水防工法の情報共有や支援する取組が必要		○

次期取組方針の主な取組内容(4/4)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく最上川上流域の減災に係る取組方針							
具体的な取組の柱 事項 具体的取組			No.	旧No.	主な内容 赤字:追加した項目 青字:追加・修正した文言	(R8-R12)次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いが、より質を高めていく取組項目
2.ソフト対策								
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化								
		■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施	69	45	排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	継続実施		
			70	46	排水計画に基づく排水訓練の実施	継続実施:進捗率は「C:50%未満の実施機関で実施済または継続中」と低いため、支援する取組が必要	○	
			71	47	排水設備の耐水性の強化	継続実施		
		■災害復旧の支援体制の強化および災害情報の共有	72	48	山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の活用	継続実施		
			73	49	毎年、県主催の災害復旧事業担当職員研修会を実施	継続実施		
			74	50	水防演習、危機管理演習等を実施	継続実施(危機管理演習の文言を追加)		
			75	51	人材不足を補うための育成・支援体制の強化	継続実施		
			76	52	JETT(ジェット:気象庁防災対応支援チーム派遣)	継続実施		

2-3. 次期取組方針の新旧対照表

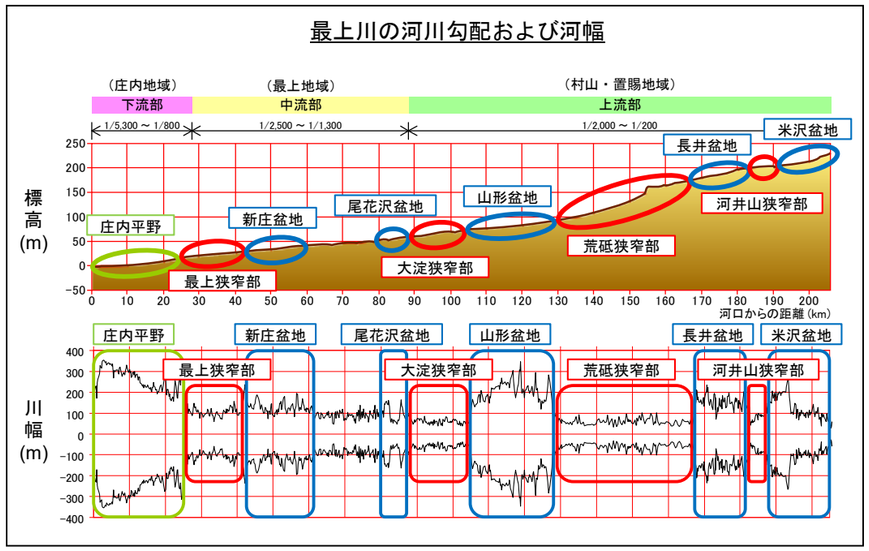
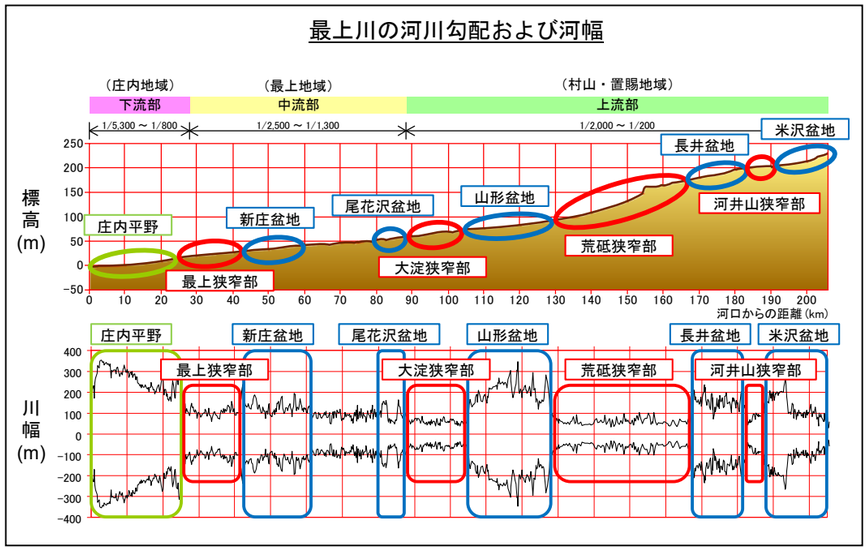
■最上川上流域の減災に係る取組方針　新旧対応表

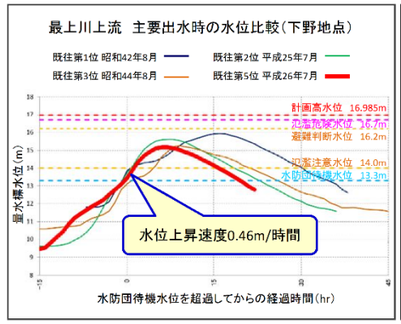
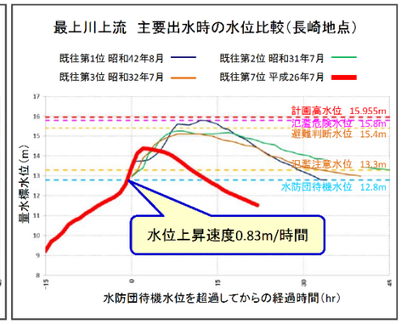
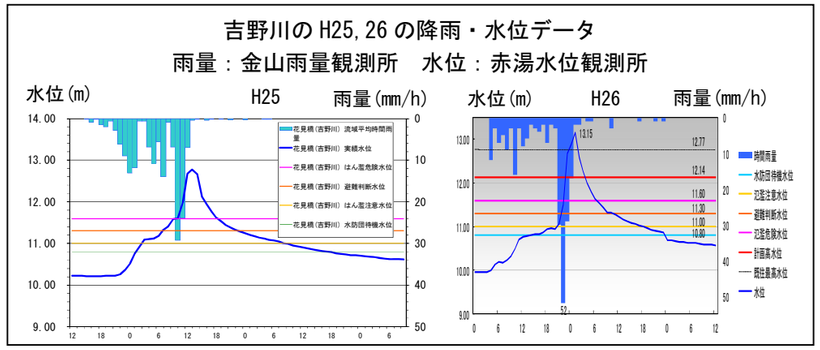
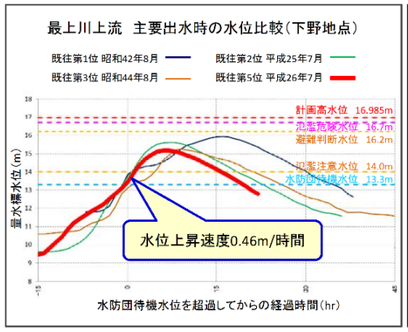
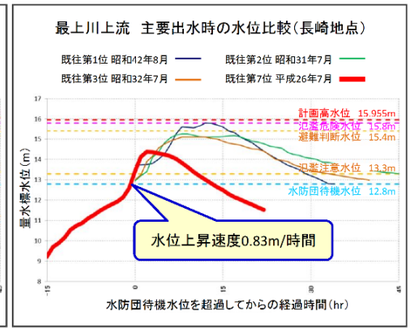
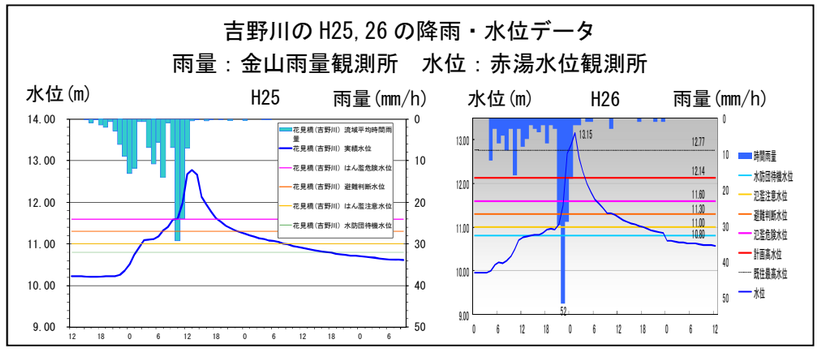
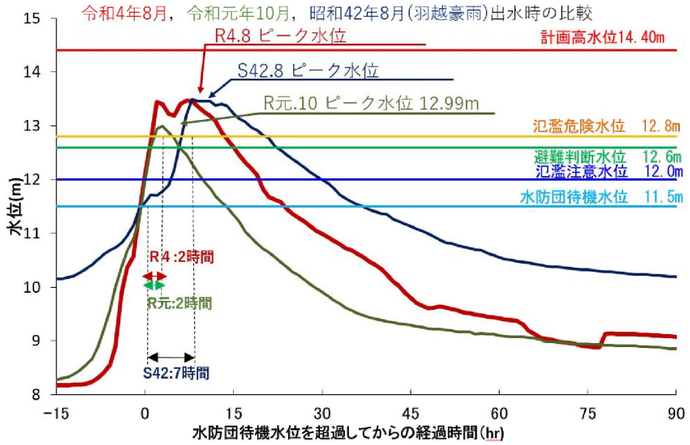
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
表紙	「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針  平成２９年１１月２２日 令和　３年　７月３０日改定 令和　４年１１月１０日改定 最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町、農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、山形地方気象台、 山形県、最上川中流土地改良区、上山市土地改良区、東北電力(株)山形発電技術センター、 国土交通省東北地方整備局	「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく 最上川上流域の減災に係る取組方針 改定第一案  平成２９年１１月２２日 令和　３年　７月３０日改定 令和　４年１１月１０日改定 令和　７年　●月　●日改定 最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町、農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、山形地方気象台、 山形県、最上川中流土地改良区、上山市土地改良区、東北電力(株)山形発電技術センター、	1. 表紙写真の差し替え 2. 改訂日変更【日付未決定】

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
１．はじめに	最上川上流管内の最上川は、狭窄部と盆地を交互に繰り返す地形のため、狭窄部上流で洪水の流れが悪く、河川水位が上昇し易く、長時間水位が高い状態が継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生しており、一度氾濫が発生すれば、盆地の底部を流れる河川であるため、浸水深が深い長時間の浸水被害が生ずる。また、県管理河川は、盆地から山地に向けて樹枝状に広がる河川が多く、急流河川であり流路が短く、山地の降雨は短時間で平地に至り洪水が一時に集中する特性を有している。 最上川上流域で戦後最大洪水となった昭和 42 年 8 月 28～29 日発生の「羽越水害」から、平成 29 年で 50 年を迎えるなか、近年においては観測史上でも上位に入る水位を記録した平成 25 年 7 月洪水、26 年 7 月洪水が発生した。また、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、隣接する宮城県で堤防決壊を含む大規模災害が発生した。さらに、令和 2 年 7 月には梅雨前線の影響で山形県内で多いところで 300㎜ を超える大雨が降り、観測史上第 1 位の水位を複数地点で記録したほか、堤防の設計基準となる計画高水位を超えた水位観測所も複数発生、内水氾濫・外水氾濫を合わせた氾濫面積は 750.5ha に達した。（最上川中上流部で戦後最大規模） このような豪雨災害から人命を守り、安全・安心な暮らしを実現するために、最上川上流地区 9 市 11 町（山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)と山形県、山形地方気象台、国土交通省東北地方整備局は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 5 月 31 日に「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「本協議会」という)を設立した。さらに、平成２８年８月台風による北海道・東北豪雨により、中小河川において要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、県管理河川を取組の対象に加えることとした。（本会議は、水防法（昭和２４年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会である。） 一方、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策を推進するため、「流域治水プロジェクト」を令和3年3月30日に制定し、関係者で総力をあげて取り組んでいくこととしている。 本協議会では、こうした最上川上流域の氾濫特性および治水事業の現状や平成 28 年度から令和 2 年度までの取組の進捗状況、全国で頻発する水害の状況、災害対策基本法等の一部改正や流域治水プロジェクト等を踏まえて検討を行い、令和 3 年 7 月に取組方針の改定を行い、令和 3 年度から 7 年度までの主な組についてとりまとめた。 今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づいて連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。	最上川上流管内の最上川は、狭窄部と盆地を交互に繰り返す地形のため、狭窄部上流で洪水の流れが悪く、河川水位が上昇し易く、長時間水位が高い状態が継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生しており、一度氾濫が発生すれば、盆地の底部を流れる河川であるため、浸水深が深い長時間の浸水被害が生ずる。また、県管理河川は、盆地から山地に向けて樹枝状に広がる河川が多く、急流河川であり流路が短く、山地の降雨は短時間で平地に至り洪水が一時に集中する特性を有している。 最上川上流域で戦後最大洪水となった昭和 42 年 8 月 28～29 日発生の「羽越水害」から、令和 7 年で 58 年を迎えるが、近年においては観測史上でも上位に入る水位を記録した平成 25 年 7 月洪水、26 年 7 月洪水が発生した。平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、隣接する宮城県で堤防決壊を含む大規模災害が発生した。令和 2 年 7 月には梅雨前線の影響により山形県内で多いところで 300㎜ を超える大雨が降り、観測史上第 1 位の水位を複数地点で記録したほか、堤防の設計基準となる計画高水位を超えた水位観測所も複数発生、内水氾濫・外水氾濫を合わせた氾濫面積は 750.5ha に達した（最上川中上流部で戦後最大規模）。 令和 4 年 8 月洪水は、最上川上流域に前例のない試練をもたらした。この洪水では、梅雨前線の影響で、置賜地域を中心に 400㎜ を超える累加雨量が観測され、山形県で初の特別警報が発令されるに至った。これにより、最上川本川の主要な 3 つの水位観測所で既往最高水位が更新され、甚大な浸水被害が発生した。 このような豪雨災害から人命を守り、安全・安心な暮らしを実現するために、最上川上流地区 9 市 11 町（山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)と山形県、山形地方気象台、国土交通省東北地方整備局は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 5 月 31 日に「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「本協議会」という)を設立している。 平成 28 年 8 月台風による北海道・東北豪雨により、中小河川において要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、県管理河川を取組の対象に加えることとした。（本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会である。） 令和5年8月に流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画として、「流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画である「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめ」が公表された。住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進することになった。 令和２年７月豪雨及び令和４年８月出水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組みを推進するものとし、更に国管理区間においては、気候変動（２℃上昇時）下でも目標とする治水安全度を維持するため、降雨量増加（雨量1.1倍）を考慮した戦後最大洪水である昭和42年8月羽越水害等による洪水を安全に流下させることを目指して、「流域治水プロジェクト2.0」を令和6年3月29日に制定し、あらゆる関係者が協働して更なる流域治水を推進することになった。 本協議会では、こうした最上川上流域の氾濫特性および治水事業の現状や平成 28 年度から令和 2 年度までの取組の進捗状況、全国で頻発する水害の状況、災害対策基本法等の一部改正（令和 3 年）や流域治水プロジェクトを踏まえて検討を行い、令和 3 年 7 月、令和 4 年 11 月に取組方針の改定を行い、令和 8 年●月に取組方針の改定を行い、令和 8 年度から 12 年度までの主な取り組みについてとりまとめた。	3. 令和 4 年 8 月出水の被害概要追加 4. R5 自分事化検討会を追加：視点④-2 時点更新（社会情勢の変化）【根拠】自分事化検討会公表資料 5. 文言変更【更新日未決定】

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
		今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づいて連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は本協議会規約第５条に基づき作成したものである。 令和７年度時点のプロジェクト（事業内容）は以下のとおりである。 R3.01.29　最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト R4.12.05　最上川上流(置賜地域)緊急治水対策プロジェクト R5.03.30　最上川水系流域治水対策プロジェクト R6.07.31　最上川水系流域治水対策プロジェクト2.0　　外	6.令和７年度時点のプロジェクト名を追加

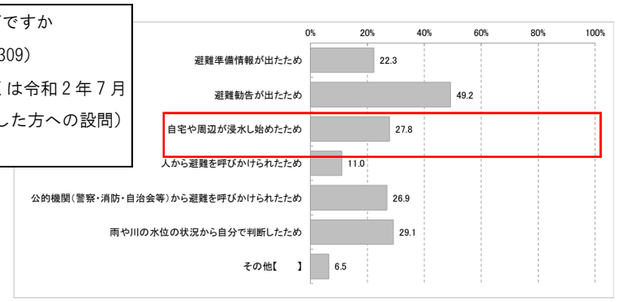
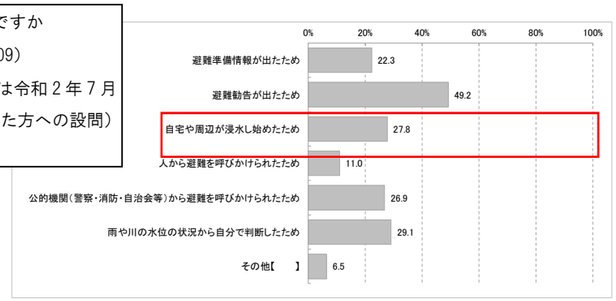
<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>２．本協議会の構成員</td>
<td>本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。
<table>
<tr><th>構成機関</th><th>構成員</th></tr>
<tr><td>山形市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>米沢市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>寒河江市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>上山市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>村山市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>長井市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>天童市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>東根市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>南陽市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>山辺町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>中山町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>河北町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>西川町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>朝日町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>大江町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>高畠町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>川西町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>小国町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>白鷹町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>飯豊町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>農林水産省　東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所</td><td>所　長</td></tr>
<tr><td>気象庁　山形地方気象台</td><td>台　長</td></tr>
<tr><td>山形県　防災くらし安心部</td><td>防災危機管理課長</td></tr>
<tr><td>山形県　農林水産部</td><td>農村整備課長</td></tr>
<tr><td>山形県　県土整備部</td><td>河川課長</td></tr>
<tr><td>山形県　県土整備部</td><td>砂防・災害対策課長</td></tr>
<tr><td>山形県　村山総合支庁</td><td>建設部長</td></tr>
<tr><td>山形県　置賜総合支庁</td><td>建設部長</td></tr>
<tr><td>山形県　企業局</td><td>参事（兼）電気事業課長</td></tr>
<tr><td>最上川中流土地改良区</td><td>理事長</td></tr>
<tr><td>上山市土地改良区</td><td>理事長</td></tr>
<tr><td>東北電力株式会社　山形発電技術センター</td><td>所　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所</td><td>所　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省　東北地方整備局　最上川ダム統合管理事務所</td><td>所　長</td></tr>
</table>
</td>
<td>本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。
<table>
<tr><th>構成機関</th><th>構成員</th></tr>
<tr><td>山形市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>米沢市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>寒河江市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>上山市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>村山市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>長井市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>天童市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>東根市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>南陽市</td><td>市　長</td></tr>
<tr><td>山辺町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>中山町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>河北町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>西川町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>朝日町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>大江町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>高畠町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>川西町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>小国町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>白鷹町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>飯豊町</td><td>町　長</td></tr>
<tr><td>農林水産省　東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所</td><td>所　長</td></tr>
<tr><td>気象庁　山形地方気象台</td><td>台　長</td></tr>
<tr><td>山形県　防災くらし安心部</td><td>防災危機管理課長</td></tr>
<tr><td>山形県　農林水産部</td><td>農村整備課長</td></tr>
<tr><td>山形県　県土整備部</td><td>河川課長</td></tr>
<tr><td>山形県　県土整備部</td><td>砂防・災害対策課長</td></tr>
<tr><td>山形県　村山総合支庁</td><td>建設部長</td></tr>
<tr><td>山形県　置賜総合支庁</td><td>建設部長</td></tr>
<tr><td>山形県　企業局</td><td>電気事業課長</td></tr>
<tr><td>最上川中流土地改良区</td><td>理事長</td></tr>
<tr><td>上山市土地改良区</td><td>理事長</td></tr>
<tr><td>東北電力株式会社　山形発電技術センター</td><td>所　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所</td><td>所　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省　東北地方整備局　最上川ダム統合管理事務所</td><td>所　長</td></tr>
</table>
</td>
<td>7. 構成員の更新</td>
</tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
３．最上川上流域の概要と主な課題	■地形的特徴と氾濫形態 最上川上流管内の最上川は、狭窄部と盆地を交互に繰り返す地形のため、狭窄部上流で洪水の流れが悪く、河川水位が上昇し易く、長時間水位が高い状態が継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生しており、一度氾濫が発生すれば、盆地の底部を流れる河川であるため、浸水深が深い長時間の浸水被害が生ずる。 一方、県管理河川は、山地の降雨が短時間で平地に至り、洪水が一時に集中する特性を有している事から、短時間で浸水被害が生ずる。 	■地形的特徴と氾濫形態 最上川上流管内の最上川は、狭窄部と盆地を交互に繰り返す地形のため、狭窄部上流で洪水の流れが悪く、河川水位が上昇し易く、長時間水位が高い状態が継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生しており、一度氾濫が発生すれば、盆地の底部を流れる河川であるため、浸水深が深い長時間の浸水被害が生ずる。 一方、県管理河川は、山地の降雨が短時間で平地に至り、洪水が一時に集中する特性を有している事から、短時間で浸水被害が生ずる。 	

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
３．最上川上流域の概要と主な課題	これまで最上川に大きな被害をもたらした洪水は、地理的条件から前線性降雨や温帯低気圧によるものが多かったが、近年は、最上川本川での急激な水位上昇、局地的な豪雨による指定区間での同時多発的な被害が発生しており、洪水特性が変化している。   	これまで最上川に大きな被害をもたらした洪水は、地理的条件から前線性降雨や温帯低気圧によるものが多かったが、近年は、最上川本川での急激な水位上昇、局地的な豪雨による指定区間での同時多発的な被害が発生しており、洪水特性が変化している。     水防団待機水位から氾濫危険水位までの経過時間（小出水位観測所） 【水防団待機水位から氾濫危険水位までの経過時間】 昭和 42 年 8 月豪雨（羽越豪雨）：約 7 時間 令和元年 10 月出水：約 2 時間 令和 4 年 8 月出水　：約 2 時間	8. 令和 4 年 8 月洪水の水位データを追加

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
３．最上川上流域の概要と主な課題	■過去の被害状況 ○昭和 42 年 8 月洪水 最上川上流域における戦後最大洪水は、昭和 42 年 8 月 28～29 日発生の「羽越水害」であり、死者 8 人、床上・床下浸水家屋を合わせて約 22,000 戸、被害総額約 226 億円という未曾有の大災害となった。 この大災害を契機に、直轄管理区間延伸や築堤、治水施設等の整備が進み、現在の安全が保たれている。  大江町百目木地区の浸水状況 ○平成 25 年 7 月、平成 26 年 7 月洪水 平成 25 年 7 月に、下野観測所地点で、羽越水害（昭和 42 年 8 月洪水）に次ぐ観測史上「第 2 位」の水位を記録する洪水が発生し、村山市長島地区、大江町百目木地区等で浸水被害が発生したほか、南陽市の吉野川沿川で浸水家屋 100 戸を超える甚大な被害が発生した。この水害を受け、国では長島築堤、吉野川の河道掘削、県では「災害関連事業」及び「河川災害復旧等関連緊急事業（復緊事業）」による、緊急的かつ集中的な河川改修に着手した。 しかしながら、平成 26 年 7 月に、小出水位観測所で、羽越水害（昭和 42 年 8 月洪水）、昭和 31 年 7 月、昭和 33 年 9 月に次ぐ観測史上「第 4 位」を記録する洪水が発生し、大江町百目木地区で浸水被害が発生した他、南陽市では吉野川沿川で浸水家屋 500 戸を超える甚大な被害が発生した。  平成 25 年 7 月洪水浸水状況 （上：南陽市椚塚、大江町百目木）	■過去の被害状況 ○昭和 42 年 8 月洪水 最上川上流域における戦後最大洪水は、昭和 42 年 8 月 28～29 日発生の「羽越水害」であり、死者 8 人、床上・床下浸水家屋を合わせて約 22,000 戸、被害総額約 226 億円という未曾有の大災害となった。 この大災害を契機に、直轄管理区間延伸や築堤、治水施設等の整備が進み、現在の安全が保たれている。  大江町百目木地区の浸水状況 ○平成 25 年 7 月、平成 26 年 7 月洪水 平成 25 年 7 月に、下野観測所地点で、羽越水害（昭和 42 年 8 月洪水）に次ぐ観測史上「第 2 位」の水位を記録する洪水が発生し、村山市長島地区、大江町百目木地区等で浸水被害が発生したほか、南陽市の吉野川沿川で浸水家屋 100 戸を超える甚大な被害が発生した。この水害を受け、国では長島築堤、吉野川の河道掘削、県では「災害関連事業」及び「河川災害復旧等関連緊急事業（復緊事業）」による、緊急的かつ集中的な河川改修に着手した。 しかしながら、平成 26 年 7 月に、小出水位観測所で、羽越水害（昭和 42 年 8 月洪水）、昭和 31 年 7 月、昭和 33 年 9 月に次ぐ観測史上「第 4 位」を記録する洪水が発生し、大江町百目木地区で浸水被害が発生した他、南陽市では吉野川沿川で浸水家屋 500 戸を超える甚大な被害が発生した。  平成 25 年 7 月洪水浸水状況 （上：南陽市椚塚、大江町百目木）	

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
３．最上川上流域の概要と主な課題	○令和２年７月洪水 ７月に梅雨前線の影響により山形県内で激しい雨が振り、累雨量は多いところで 300㎜を超える大雨となった。長崎水位観測所では、28 日 18 時 30 分に計画高水位を超える 16.22m の水位を記録し、観測史上第１位の水位となった。また、稲下、下野、蔵増、寺津（須川）の各水位観測所においても観測史上第１位の水位を記録した。内水氾濫・外水氾濫を合わせた氾濫面積は 750.0ha に達し、床上浸水 150 戸、床下浸水 549 戸と甚大な被害が発生した。  令和２年７月洪水浸水状況 （上：大江町百目木、下：東根市長瀞）	○令和２年７月洪水 ７月に梅雨前線の影響により山形県内で激しい雨が振り、累雨量は多いところで 300㎜を超える大雨となった。長崎水位観測所では、28 日 18 時 30 分に計画高水位を超える 16.22m の水位を記録し、観測史上第１位の水位となった。また、稲下、下野、蔵増、寺津（須川）の各水位観測所においても観測史上第１位の水位を記録した。最上川上流域では、内水氾濫・外水氾濫を合わせた氾濫面積は 750.0ha に達し、重傷者１名、住家の床上浸水 149 戸、床下浸水 330 戸と甚大な被害が発生した。  令和２年７月洪水浸水状況 （上：大江町百目木、下：東根市長瀞） ○令和４年８月洪水 令和４年８月に前線及び低気圧の影響により線状降水帯が発生し、山形県を中心に非常に激しい雨となり、24 時間雨量が多いところで 474mm を記録した。最上川上流における基準水位観測所の小出水位観測所（長井市）で 13.55m（8/4 2:30）を観測し、羽越水害（昭和 42 年８月）時の最高水位 13.50m を超える水位となり、氾濫危険水位を 11 時間超過した。また、糠野目水位観測所（高畠町）は氾濫危険水位を１時間超過、長崎水位観測所（中山町）は避難判断水位を３時間超過した。 置賜地方の水位観測所は、西大塚水位観測所（川西町）で 17.45m、下田水位観測所（川西町）で 18.73m と、令和元年 10 月（台風 19 号）時の最高水位を超える観測史上第１位の水位を記録した。最上川上流域では、行方不明者１名、住家の床上浸水 180 戸、床下浸水 512 戸と甚大な被害が発生した。   令和４年８月洪水浸水状況 （上：大江町百目木、下：長井市河井山）	9. 令和２年７月豪雨による住家の被災戸数の修正 【根拠資料】 「第７回災害対策本部員会議資料、令和２年８月 17 日、山形県」より編集（最上川上流域の関係市町の被害状況を抽出） 10. 令和４年８月洪水の概要を追記・写真差替 【根拠資料】 「第６回災害対策本部員会議（最終）資料、令和５年３月 22 日、山形県」より編集（最上川上流域の関係市町の被害状況を抽出）

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
３．最上川上流域の概要と主な課題	■平成 25 年 7 月、平成 26 年 7 月洪水による主な課題 ○同時多発的な被害に対する情報収集、住民や関係機関との情報伝達・共有を確実に行うこと ○夜間の高齢者等避難・避難指示の発令判断も含めて、適切なタイミング、範囲での発令を判断する必要があること ○大規模災害に対して、十分なハード、ソフト面の備えを行うこと ■令和 2 年 7 月洪水による主な課題 ○自宅や周辺が浸水してから避難を開始した住民が少なからずおり、事前の避難行動を行えるよう、啓発が必要。 避難した理由は何ですか （複数回答、n=309） （令和元年台風 19 号もしくは令和 2 年 7 月豪雨の際に避難したと回答した方への設問）  「最上川の水害に関するアンケート調査」（令和 2 年 11 月） ■最上川上流で決壊を伴う大規模氾濫を想定した場合の問題 ○堤防越水、破堤など、大規模水害発生の可能性が高い。 ○最上川や沿川地域がどのような状況になるのか、想像が難しい。 ・昭和 42 年 8 月の羽越水害以降、大規模水害を未経験である。 ・浸水範囲や浸水深がハザードマップ以上となる可能性があるが、その程度が不明である。 ・避難所の浸水、避難所へ行けない可能性がある。 ○住民は、各種情報に基づき、自らの命を自分で守る必要性が生ずる。 ・施設能力を上回る洪水の発生、行政対応能力を上回る事象が発生する可能性がある。 ・住民が、命を守る的確、かつ主体的な判断を行う必要性がある。	■平成 25 年 7 月、平成 26 年 7 月洪水による主な課題 ○同時多発的な被害に対する情報収集、住民や関係機関との情報伝達・共有を確実に行うこと ○夜間の高齢者等避難・避難指示の発令判断も含めて、適切なタイミング、範囲での発令を判断する必要があること ○大規模災害に対して、十分なハード、ソフト面の備えを行うこと ■令和 2 年 7 月洪水による主な課題 ○自宅や周辺が浸水してから避難を開始した住民が少なからずおり、事前の避難行動を行えるよう、啓発が必要。 避難した理由は何ですか （複数回答、n=309） （令和元年台風 19 号もしくは令和 2 年 7 月豪雨の際に避難したと回答した方への設問）  「最上川の水害に関するアンケート調査」（令和 2 年 11 月） ■令和4年8月洪水による主な課題 ○線状降水帯の発生など局所的降雨により、短時間で急激に水位が上昇したため、安全な避難時間の確保が難しい。 ○道路周辺の土砂流出や河岸侵食によって道路が寸断され、孤立化集落の発生のほか、県管理河川の氾濫による橋梁流失など、安全な避難路の確保が難しい。 ■最上川上流で決壊を伴う大規模氾濫を想定した場合の問題 ○堤防越水、破堤など、大規模水害発生の可能性が高い。 ○最上川や沿川地域がどのような状況になるのか、想像が難しい。 ・　雨が局地的、集中的になってきており、中小河川での被害や内水被害が多くの地域で発生している。 ・　避難所の浸水、避難所へ行けない可能性がある。 ・　今後気候変動の影響により洪水が頻発する可能性がある。 ○住民は、各種情報に基づき、自らの命を自分で守る必要性が生ずる。 ・施設能力を上回る洪水の発生、行政対応能力を上回る事象が発生する可能性がある。 ・住民が、命を守る的確、かつ主体的な判断を行う必要性がある。	11. 令和４年８月洪水による課題を追記 12. 令和４年８月洪水による課題を踏まえて追記

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>４．現状の取組状況</td>
<td>
最上川上流において、各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(1)住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーションの現状と課題

①高齢者等避難・避難指示の発令時期、範囲の判断
<table>
<tr><th>□現状</th></tr>
<tr><td>・直轄管理区間では６時間先の水位予測、県管理区間の洪水予報河川では３時間先の水位予測を行い、高齢者等避難・避難指示発令等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁、山形県・気象庁共同発表）を自治体向けに通知している。</td></tr>
<tr><td>・堤防決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、国・県から関係自治体首長に対してホットラインで情報を伝達している。</td></tr>
<tr><td>・自治体の情報収集のため、災害対策現地情報連絡員（リエゾン（国））、連絡調整員（山形県）を派遣している。</td></tr>
<tr><td>・台風性豪雨を対象としたタイムライン（案）を整備している。
・県では、水防法に基づく河川管理者、関係機関の対応をまとめたタイムライン（案）は作成しているが、河川毎のタイムラインは作成していない。</td></tr>
<tr><td>・職員等の経験による高齢者等避難・避難指示の発令判断、地区独自で判断する場合がある。</td></tr>
<tr><td>・危険水位等設定河川以外の河川について、高齢者等避難・避難指示の発令対象区域、発令判断基準が設定されていない。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="2">■課題</th></tr>
<tr><td>・時間的余裕が無い中で、避難時の安全確保にも留意した上で的確な高齢者等避難・避難指示の発令を行う必要がある。</td><td>1</td></tr>
<tr><td>・河川管理者は、自治体の的確な高齢者等避難・避難指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。</td><td>2</td></tr>
<tr><td>・次にやるべきことは何かを把握した上で、高齢者等避難・避難指示を発令する必要がある。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>・地区の特性等に基づく高齢者等避難・避難指示の判断基準について、河川管理者等の関係機関と共有する必要がある。</td><td>4</td></tr>
<tr><td>・危険水位等設定河川以外の河川について、高齢者等避難・避難指示の発令対象区域、発令判断基準の設定に向けて検討が必要である。</td><td>5</td></tr>
</table>
</td>
<td>
最上川上流において、各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

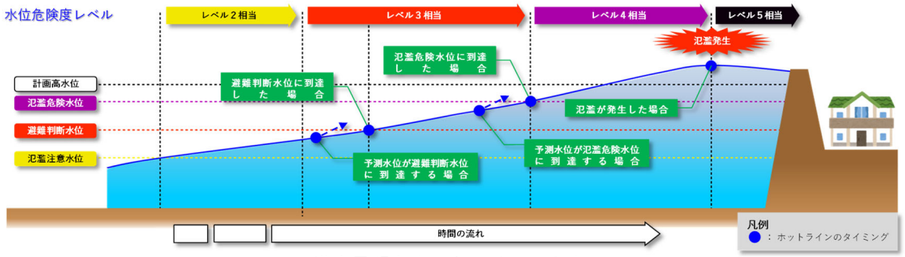
(1)住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーションの現状と課題

①高齢者等避難・避難指示の発令時期、範囲の判断
<table>
<tr><th>□現状</th></tr>
<tr><td>・直轄管理区間では６時間先の水位予測、県管理区間の洪水予報河川では３時間先の水位予測を行い、高齢者等避難・避難指示発令等に資する「洪水予報」（国交通省・気象庁、山形県・気象庁共同発表）を自治体向けに通知している。</td></tr>
<tr><td>・堤防決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、国・県から関係自治体首長に対してホットラインで情報を伝達している。</td></tr>
<tr><td>・自治体の情報収集のため、災害対策現地情報連絡員（リエゾン（国））、連絡調整員（山形県）を派遣している。</td></tr>
<tr><td>・台風性豪雨を対象とした「避難指示の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」は整備している。
・令和５年度に最上川（直轄管理区間）において、河川管理者及び関係市町等による「最上川上流流域タイムライン（案）」を作成し、公表・運用している。</td></tr>
<tr><td>・各自治体の地域防災計画において、高齢者等避難、避難指示等の避難情報の発令基準が定められており、河川管理者から提供される洪水予報、水位観測所の河川水位、洪水キキクルの危険度等の情報をもとに、自治体長が発令を判断している。</td></tr>
<tr><td>・危険水位等設定河川以外の河川について、一部の自治体では、高齢者等避難・避難指示の発令対象区域、発令判断基準が設定されている。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="2">■課題</th></tr>
<tr><td>・時間的余裕が無い中で、避難時の安全確保にも留意した上で的確な高齢者等避難・避難指示の発令を行う必要がある。</td><td>1</td></tr>
<tr><td>・河川管理者は、自治体の的確な高齢者等避難・避難指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。</td><td>2</td></tr>
<tr><td>・関係市町が連携して出水時の対応行動を時系列に整理した「多機関連携型タイムライン」を作成し、次にやるべきことは何かを把握する必要がある。
・関係市町は、作成した「多機関連携型タイムライン」をもとに、高齢者等避難・避難指示を発令する必要がある。
・多機関連携型タイムライン作成の理解不足や広域避難の難しさ及び実施内容の不明瞭さのために、多機関連携型タイムラインの作成が進んでいない。</td><td>3</td></tr>
</table>
</td>
<td>13. 多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表を追加

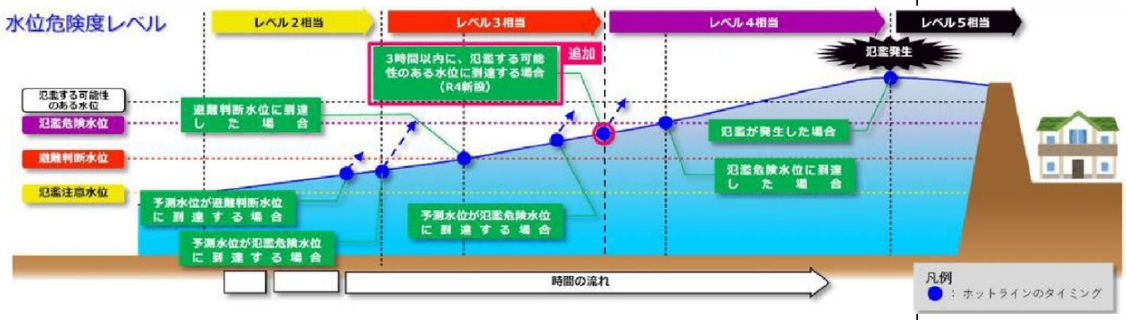
14. 関係市町のタイムラインの作成・公表状況を確認し現状と課題を更新

15. 関係市町の地域防災計画から避難情報の発令基準を確認し現状と課題を更新

16. 関係市町へのフォローアップ結果を反映して現状と課題を更新</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>４．現状の取組状況</td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td colspan="2">■課題</td></tr>
<tr><td>・地区の特性等に基づく高齢者等避難・避難指示の判断基準について、河川管理者等の関係機関と共有する必要がある。</td><td>4</td></tr>
<tr><td>・危険水位等設定河川以外の河川について、一部の自治体では、高齢者等避難・避難指示の発令対象区域、明確な発令判断基準が設定されている。</td><td>5</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>


洪水予報とホットラインの実施

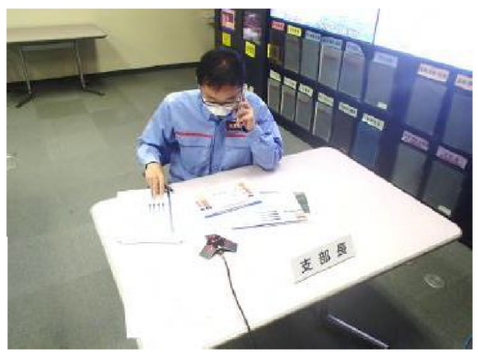

リエゾンの派遣（H26.７洪水、南陽市）
</td>
<td>


ホットラインによる気象・水象情報の伝達と助言のタイミング

令和２年７月豪雨時のホットライン状況

市町村名	実施回数	市町村名	実施回数
山形市	3	新庄市	2
寒河江市	5	尾花沢市	2
村山市	4	大石田町	6
天童市	4	舟形町	2
東根市	3	大蔵村	3
山辺町	4	戸沢村	3
中山町	１２	酒田市	2
河北町	5	鶴岡市	3
大江町	4	三川町	3
川西町	1		
合計（９市８町２村）			７２回

令和２年７月洪水時のホットラインの活用実績
</td>
<td>17. 最新版の図表に更新</td>
</tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況		**令和４年８月豪雨時のホットライン状況** 市町村名 / 実施回数 / 市町村名 / 実施回数 山形市 2 大江町 2 米沢市 5 高畠町 1 寒河江市 1 川西町 4 村山市 3 小国町 5 長井市 8 白鷹町 5 天童市 1 飯豊町 5 東根市 1 南陽市 1 中山町 １０ 河北町 7 合計（8市8町） ６１回 令和４年８月洪水時のホットラインの活用実績  米沢市災害対策本部会議にリエゾンが同席（R4.8.4）  山形河川国道事務所長によるホットラインの実施（R4.8 洪水）	18. リエゾン派遣の写真の差し替え 19. 令和４年８月洪水時のホットラインの写真

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>４．現状の取組状況</td>
<td>②住民等への情報伝達の体制や方法（洪水時）
□現状
・各種情報を一元的、かつ容易に取得できるように、川の防災情報をリニューアルしている。
・洪水予報や水位、雨量情報等を山形河川国道事務所 HP、山形県河川・砂防情報システムでリアルタイムに伝達している。
・切迫性が首長や住民に伝わるように洪水予報文の表現を見直している。
・高齢者等は、一般的に、自力での避難が困難であったり、就寝が早く熟睡する傾向があり、避難に時間を要する。
・要配慮者利用施設の施設選定の統一基準、避難確保計画策定のための支援策が定められていない。
・大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準、計画のチェック項目が定められていない。</td>
<td>②住民等への情報伝達の体制や方法（洪水時）
□現状
・各種情報を一元的、かつ容易に取得できるように、川の防災情報をリニューアルしている。
・洪水予報や水位、雨量情報等を山形河川国道事務所HP、山形県河川・砂防情報システムでリアルタイムに伝達している。
・防災ラジオの配備や防災行政無線の運用、緊急速報メールや SNS などを活用した情報伝達手段の多重化が進められている。
・切迫性が首長や住民に伝わるように洪水予報文の表現を見直し、令和 7 年の出水期から見やすい図表を用いた分かりやすい表示に変更している。
・高齢者等は、一般的に、自力での避難が困難であったり、就寝が早く熟睡する傾向があり、避難に時間を要する。
・関係市町において、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は高く、ほとんどの市町で完了または進行中である。しかし、避難訓練の実施率は市町によって差があり、進んでいない市町があるため、実施率を高める必要がある。
・大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準は、水防法施行規則第10条に定められている。水防法施行規則第18条には、浸水防止計画に定めるべき事項として6項目が定められている。
・「大規模工場等に係る浸水防止計画作成の手引き　（洪水・内水・高潮編）（H29.1）」に、計画の目次構成及び計画に記載する項目、記載例等が定められている。</td>
<td>20. 関係市町へのフォローアップ結果（情報伝達に関する項目）を反映して現状と課題を更新

21. 関係市町の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率、避難訓練の実施率を確認して現状と課題を更新

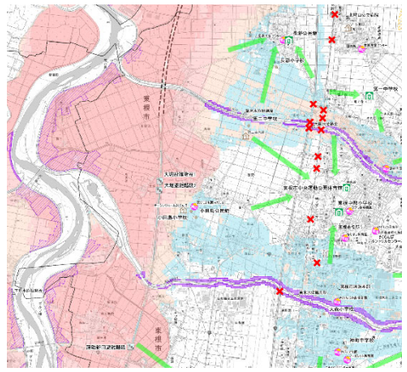
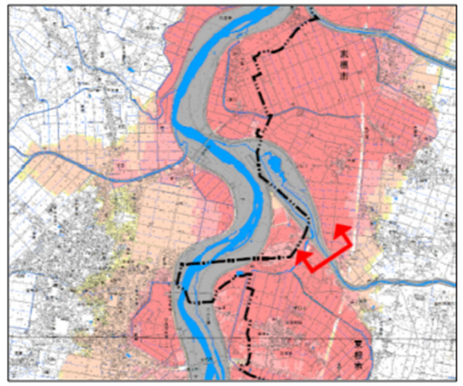
22. 大規模工場等の浸水防止計画について、関係市町へのフォローアップ結果を反映して現状と課題を更新</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>■課題
・住民や関係機関が必要とする情報を確実に伝達するため、目的に応じたプッシュ型の情報伝達手段を整備する必要がある。 6
・住民が避難行動の開始を意識できるように、氾濫リスクの増大を伝達できる情報の在り方に改善するとともに、伝え方を確立する必要がある。 7
・高齢者等の円滑な避難に資する情報伝達方法を確立する必要がある。 8
・避難確保計画が未策定の施設管理者には、令和 3 年度中に計画を策定する必要がある。 9
・大規模工場等の浸水防止計画の策定を要する施設の判断基準及び避難計画の記載内容について、検討を行う必要がある。 10</td>
<td>■課題
・住民や関係機関が必要とする情報を確実に伝達するため、目的に応じたプッシュ型の情報伝達を継続して行う必要がある。 6
・住民が避難行動の開始を意識できるように、氾濫リスクの増大を伝達できる情報の在り方に改善するとともに、伝え方を確立する必要がある。 7
・高齢者等の円滑な避難に資する情報伝達方法を確立する必要がある。
・スマートフォンなどデジタル情報の収集手段を持たない住民への情報伝達方法が必要である。 8
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成率は高く、多くの市町で完了または進行中であるが、避難確保計画に基づいたより実践的な避難訓練の実施と支援が必要である。 9
・大規模工場等の自衛水防に係る取組は、ほとんどの市町で実施または進行中である。
・大規模工場等の浸水防止計画の作成が必要な施設は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が 10,000㎡以上のものである（水防法施行規則第 10 条）。該当する大規模工場等は浸水防止計画の作成と浸水防止計画に基づく訓練の実施が努力義務（水防法第 15 条の 4）となっており、浸水防止計画後も計画の見直しや避難訓練の実施など継続的な取組が必要である。 10</td>
<td></td>
</tr>
</table>

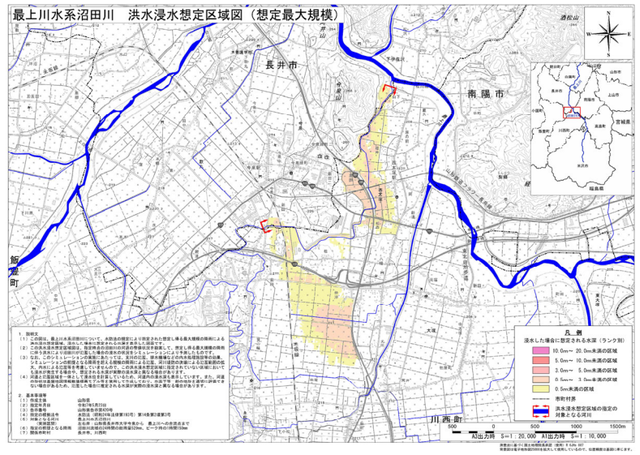
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況	 川の防災情報（H28. 3. 28 リニューアル） 	 コンテンツの改善例 （河川カメラの過去画像表示機能及び履歴動画表示機能）  UI（ﾕｰｻﾞｰｲﾝﾀｰﾌｪｲｽﾞ）・操作性の改善例 （危機管理型水位計の表示のタイミング） 川の防災情報（R3. 3. 23 リニューアル）	23. 最新版の図に更新：「川の防災情報」、国土交通省ホームページ

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
		 「川の防災情報」の表示画面	

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>４．現状の取組状況</td>
<td>③避難場所・避難経路等の避難行動、④避難誘導体制
<table>
<tr><th>□現状</th></tr>
<tr><td>・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成を支援している。</td></tr>
<tr><td>・浸水深や避難場所、避難方向を示したまるごとまちごとハザードマップの作成に取り組んでいる。</td></tr>
<tr><td>・想定最大降雨に対する洪水浸水想定区域図を検討し、直轄管理区間及び県管理区間共に公表済み。</td></tr>
<tr><td>・避難に対する意識の低さ、過去の洪水経験などから避難しない住民がいる。</td></tr>
<tr><td>・洪水予測により、自治体の避難準備情報発令の目安となる氾濫警戒情報を発表している。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="2">■課題</th></tr>
<tr><td>・大規模氾濫時の浸水特性、地区や避難者の特性に応じた最適な避難計画を立案し、住民に周知する必要がある。</td><td>11</td></tr>
<tr><td>・大規模氾濫時の避難所の浸水、避難所不足、避難者の飽和に対して、山形県に根付く「お互い様の精神」で広域避難を立案する必要がある。</td><td>12</td></tr>
<tr><td>・時間や人員が限られている洪水時において、避難行動を起こさない住民への対応方針を定める必要がある。</td><td>13</td></tr>
<tr><td>・高齢世帯への避難誘導体制を構築する必要がある。</td><td>14</td></tr>
<tr><td>・住民等の安全・確実な避難行動を誘導するためには、自治体各部局、公共交通事業者やマスコミ等が連携し、地域ブロック単位で行動計画を立てておく必要がある。</td><td>15</td></tr>
</table>
</td>
<td>③避難場所・避難経路等の避難行動、④避難誘導体制
<table>
<tr><th>□現状</th></tr>
<tr><td>・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成を支援している。</td></tr>
<tr><td>・浸水深や避難場所、避難方向を示したまるごとまちごとハザードマップの作成に取り組んでいる。</td></tr>
<tr><td>・想定最大降雨に対する洪水浸水想定区域図を検討し、直轄管理区間及び県管理区間共に公表済みである。
・県管理河川全ての洪水浸水想定区域の指定が完了し、浸水想定区域図が作成・公表されている。</td></tr>
<tr><td>・避難に対する意識の低さ、過去の洪水経験などから避難しない住民がいる。</td></tr>
<tr><td>・洪水予測により、自治体の避難準備情報発令の目安となる氾濫警戒情報を発表している。</td></tr>
<tr><td>・自主防災組織の組織化は100％の市町がある一方で、組織化が進んでいない市町があるなど市町によってばらつきがある。
・共助の仕組みの強化として、自主防災組織の育成強化を進めている。また、地域コミュニティでの防災意識向上に努めている。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="2">■課題</th></tr>
<tr><td>・水害危険性の周知促進のため、浸水想定区域等の変更がある場合は、ハザードマップの更新と住民への周知・啓発活動の継続が必要である。</td><td>11</td></tr>
<tr><td>・大規模氾濫時の浸水特性、地区や避難者の特性に応じた最適な避難計画を立案し、住民に周知する必要がある。</td><td>12</td></tr>
<tr><td>・大規模氾濫時の避難所の浸水、避難所不足、避難者の飽和に対して、山形県に根付く「お互い様の精神」で広域避難の検討・推進が必要である。</td><td>13</td></tr>
<tr><td>・時間や人員が限られている洪水時において、避難行動を起こさない住民への対応方針を定める必要がある。
・住民一人ひとりの避難計画（マイ・タイムライン）の作成支援及び普及啓発活動の水平展開が必要である。</td><td>14</td></tr>
<tr><td>・高齢世帯への避難誘導体制を構築する必要がある。
・避難訓練の形式化が進んでいることから、実践的な訓練の実施が必要である。</td><td>15</td></tr>
<tr><td>・住民等の安全・確実な避難行動を誘導するためには、自治体各部局、公共交通事業者やマスコミ等が連携し、地域ブロック単位で行動計画を立てておく必要がある。</td><td>16</td></tr>
<tr><td>・自主防災組織が組織化されていない地域では、組織化の働きかけが必要である。
・自主防災組織の育成強化として、防災リーダー研修会等の継続開催が必要である。</td><td>17</td></tr>
</table>
</td>
<td>24. 令和７年５月の県管理河川の浸水想定区域の指定完了を反映

25. 関係市町へのフォローアップ結果（避難行動及び自主防災組織に関する項目）を反映して現状と課題を更新</td>
</tr>
</table>

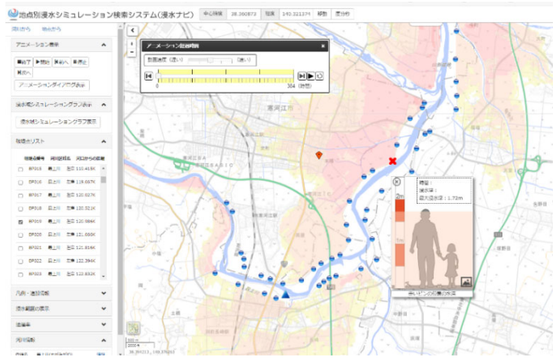
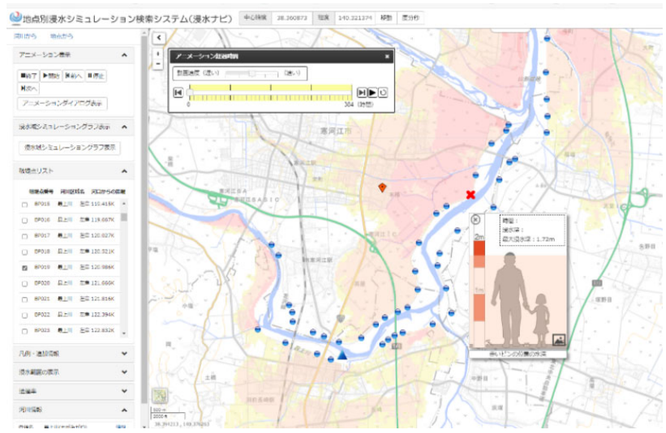
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況	 洪水ハザードマップの作成（東根市）  まるごとまちごとハザードマップの実施状況	 浸水深看板設置（屋城町地区） 河川管理者が作成し市町村へ通知 「浸水想定区域図」 ・浸水範囲 ・浸水深  浸水想定区域図（最上川上流） 平成 29 年 1 月公表 長井市におけるまるごとまちごとハザードマップの看板設置状況（R5.8.9）  「南陽市 マイ・タイムライン研修会（一般市民向け）」の実施（R7.1.19）   「南陽市マイ・タイムライン研修会（災害時要配慮者利用施設職員向け）」の実施（R7.1.18）	26. まるごとまちごとハザードマップ設置の取組の最新版の図・写真に更新 27. マイ・タイムライン研修会の写真を追加

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４．現状の取組状況</td><td></td><td>

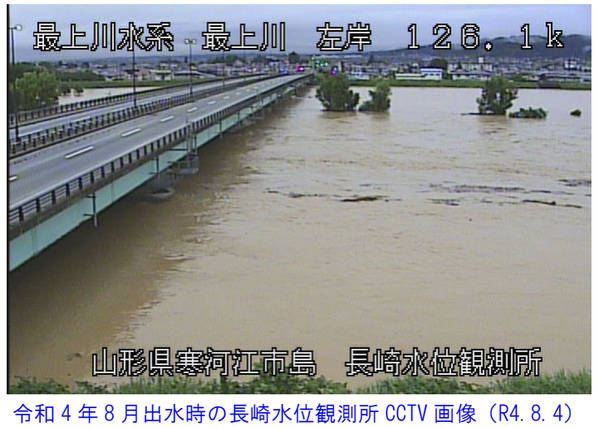
県管理河川（最上川水系沼田川）の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（R7.5.23 公表）</td><td>28. 洪水ハザードマップを公表した最新版の追加</td></tr>
<tr><td>⑤リスク情報の周知、理解、住民意識（平常時）
□現状
・最上川及び支川の直轄管理区間において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が破堤した際の氾濫シミュレーション結果を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)で公表している。また、県管理河川の洪水予報河川および水位周知河川の、想定最大規模や計画規模降雨による浸水想定区域図を県の HP 等で公表している。
・HP やパンフレット等により、浸水時の避難の必要性を啓発している。
・自治体職員向けのセミナーやロールプレイング演習、研修等を行っている。

■課題
・洪水浸水想定区域図によって浸水リスクを住民に伝え、最悪命に係わるリスクとして認識してもらう必要がある。 16
・ダム等の洪水時の操作について住民等に認識させ、適切な避難行動に結びつける必要がある。 17
・高齢者等避難・避難指示に従って適切な避難行動をとることの必要性、重要性を住民に認識させる必要がある。 18
・自治体職員について、決壊を含む大規模氾濫の発生を前提として行動するように意識を変える必要がある。 19</td><td>⑤リスク情報の周知、理解、住民意識（平常時）
□現状
・最上川及び支川の直轄管理区間において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が破堤した際の氾濫シミュレーション結果を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)で公表している。また、県管理河川の洪水予報河川および水位周知河川の、想定最大規模や計画規模降雨による浸水想定区域図を県の HP 等で公表している。
・流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度の違いにより想定される水害リスク情報（浸水範囲や浸水深）を明らかにした「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を令和 4 年 11 月に作成・公表している。
・HP やパンフレット等により、浸水時の避難の必要性を啓発している。
・自治体職員向けのセミナーやロールプレイング演習、研修等を行っている。

■課題
・洪水浸水想定区域図によって浸水リスクを住民に伝え、最悪命に係わるリスクとして認識してもらう必要がある。 18
・ダム等の洪水時の操作について住民等に認識させ、適切な避難行動に結びつける必要がある。 19
・高齢者等避難・避難指示に従って適切な避難行動をとることの必要性、重要性を住民に認識させる必要がある。 20
・自治体職員について、決壊を含む大規模氾濫の発生を前提として行動するように意識を変える必要がある。 21</td><td>29. 多段階の浸水図、水害リスクマップの作成・公表を追加</td></tr>
</table>

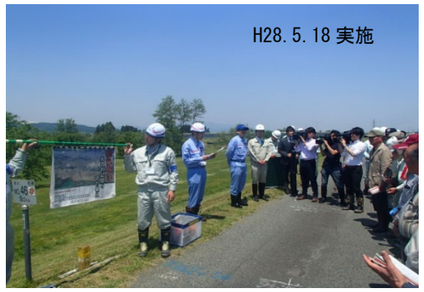
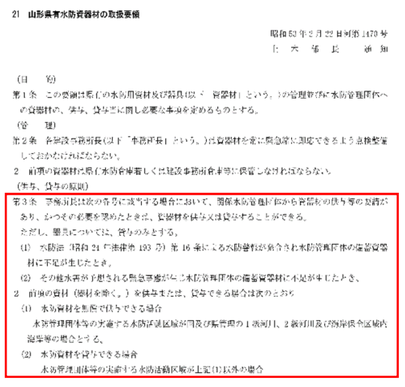
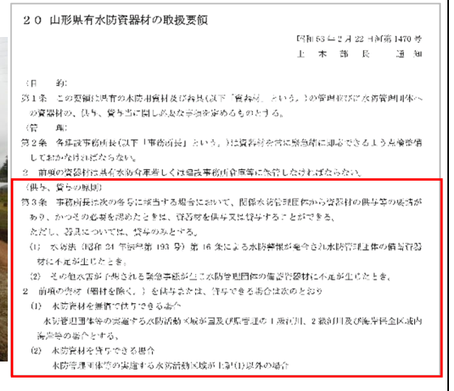
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況	 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）  自治体職員向けのロールプレイング演習  自治体職員向けのセミナー 	 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）  自治体職員向けのロールプレイング演習の実施（R6.10.17）  自治体職員向けのセミナーの実施（R7.8.20）	30. 危機管理演習の写真を最新版の写真に差替 31. 自治体職員向けセミナーの写真を最新版に差替

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況		  中山町区長研修会の開催（R5. 11. 18）  高畠町水防訓練（R5. 6）  川西町西大塚地区防災訓練（R5. 9）	32. 自主防災組織の活動状況の様子の写真を追加 33. 自主防災組織の活動状況の様子の写真を追加

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況	(2)洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化の現状と課題 ①情報収集と伝達 □現状 ・水防団と災対本部との情報伝達、情報共有ができない場合がある。 ・河川の CCTV 画像情報を自治体に提供している。 ・出水期前に、洪水予報・水防連絡協議会を開催し、関係機関と水害に関する連絡・調整を実施している。 ■課題 ・水防団（消防団、消防本部）から災対本部への河川被害状況を適切、迅速に報告する必要がある。 20 ・河川管理者と自治体間で、河川水位等の状況や予測、河川被害状況、高齢者等避難・避難指示発令状況等の情報共有が必要である。 21  CCTV 画像の配信（山形県、最上川上流 16 自治体）  洪水予報・水防連絡会・災害情報普及協議会	(2)洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化の現状と課題 ①情報収集と伝達 □現状 ・水防団と災対本部との情報伝達、情報共有ができない場合がある。 ・河川の CCTV 画像情報を自治体に提供している。 ・出水期前に、洪水予報・水防連絡協議会を開催し、関係機関と水害に関する連絡・調整を実施している。 ■課題 ・水防団（消防団、消防本部）から災対本部への河川被害状況を適切、迅速に報告する必要がある。 22 ・河川管理者と自治体間で、河川水位等の状況や予測、河川被害状況、高齢者等避難・避難指示発令状況等の情報共有が必要である。 23  令和 2 年 7 月豪雨時の長崎水位観測所の CCTV 画像（R2.7.28）  令和 4 年 8 月出水時の長崎水位観測所 CCTV 画像（R4.8.4）	34. CCTV 画像の配信の様子の写真を最新版に差し替え

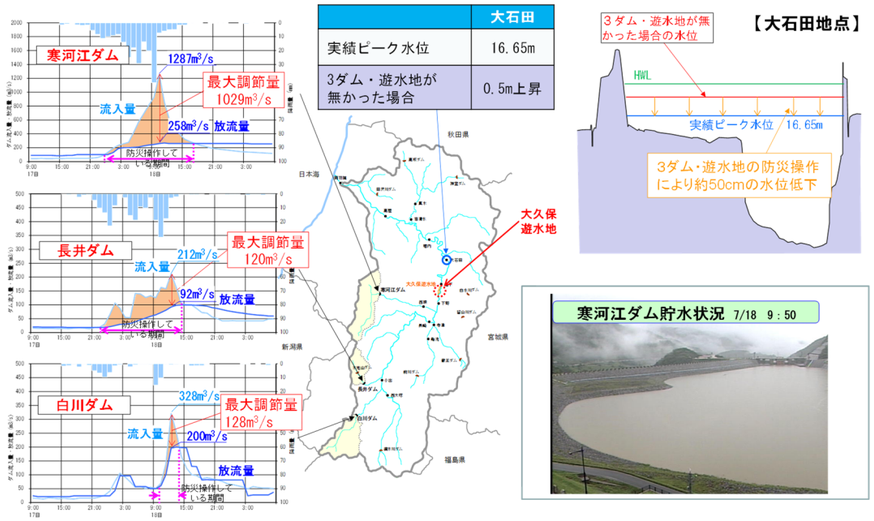
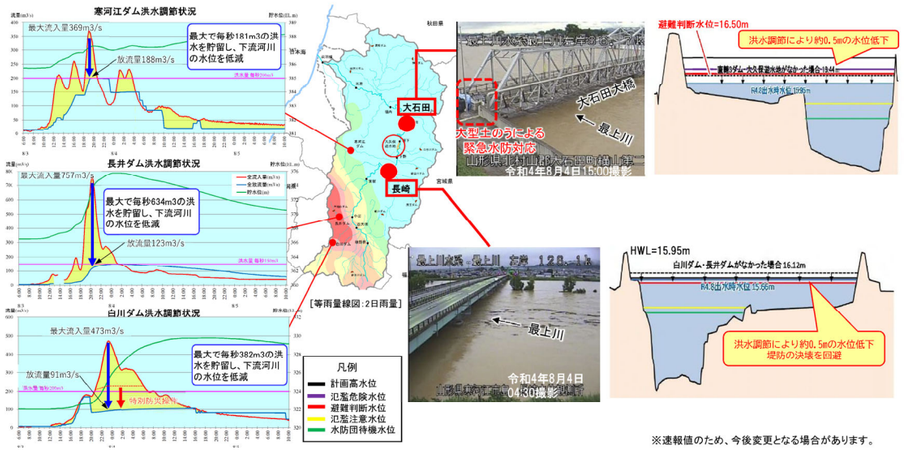
<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４．現状の取組状況</td><td></td><td>
洪水予報・水防連絡会・災害情報普及協議会（R7.4.22）</td><td>35.水防連絡会等の開催状況の写真を最新版に差し替え</td></tr>
<tr><td>②巡視・対策の実施
<table><tr><th colspan="2">□現状</th></tr><tr><td colspan="2">・出水時に、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している。</td></tr><tr><td colspan="2">・毎年２回、河川管理者が徒歩による堤防点検を実施している。県管理河川では、毎年１回徒歩による堤防点検を実施し、５ヶ年で全有堤区間の点検が完了するように計画的に実施している。</td></tr><tr><td colspan="2">・出水期前に、河川管理者、自治体、水防団等と合同で重要水防箇所の巡視を行っている。県管理河川では、市町からの依頼のあった箇所について、合同での巡視を行っている。</td></tr></table><table><tr><th colspan="2">■課題</th></tr><tr><td>・水防団員の高齢化、減少の傾向も踏まえ、水防技術、被災状況の判断等の巡視技術、河川に関わる知識水準を維持する必要がある。</td><td>22</td></tr><tr><td>・現在の団員数で被災の可能性が高い箇所を重点的に巡視する必要がある。また、水防団員の確保対策が必要である。</td><td>23</td></tr></table>
事務所職員による堤防点検</td><td>②巡視・対策の実施
<table><tr><th colspan="2">□現状</th></tr><tr><td colspan="2">・出水時に、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している。</td></tr><tr><td colspan="2">・毎年２回、河川管理者が徒歩による堤防点検を実施している。県管理河川では、毎年１回徒歩等による堤防点検を実施している。</td></tr><tr><td colspan="2">・出水期前に、河川管理者、自治体、水防団等と合同で重要水防箇所の巡視を行っている。県管理河川では、市町からの依頼のあった箇所について、合同での巡視を行っている。</td></tr></table><table><tr><th colspan="2">■課題</th></tr><tr><td>・水防団員の高齢化、減少の傾向も踏まえ、水防技術、被災状況の判断等の巡視技術、河川に関わる知識水準を維持する必要がある。</td><td>24</td></tr><tr><td>・現在の団員数で被災の可能性が高い箇所を重点的に巡視する必要がある。また、水防団員の確保対策が必要である。</td><td>25</td></tr></table> 
事務所職員による堤防点検（R7.6.18）</td><td>36.県管理河川の堤防点検の実施状況を更新

37.堤防点検、重要水防箇所合同巡視等の最新版の写真に差替</td></tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況	 水防管理団体との重要水防箇所合同巡視（山形市）	  水防団、消防署及び警察署など関係機関との重要水防箇所合同点検の実施（R7.5.27～5.28）	
	③水防資機材の整備 □現状 ・防災ステーション、側帯、堤防裏小段等に、根固めブロック、玉石、土砂等の水防資機材を備蓄している。県管理河川では、土のう袋等の水防資材を水防倉庫に備蓄している。 ・河川法第 22 条の２に基づき、自治体への貸与が可能である。	③水防資機材の整備 □現状 ・国では防災ステーション、側帯、堤防裏小段及び防災拠点等に、根固めブロック、玉石、土砂等の水防資機材を備蓄している。県管理河川では、土のう袋等の水防資材を水防倉庫に備蓄している。 ・河川法第 22 条の２に基づき、自治体への貸与が可能である。	38. 直轄管理区間の水防資機材の整備内容を更新
	■課題 ・大規模洪水時の被害規模、被害箇所に対して、十分な量と質の水防資機材を整備する必要がある。 24 ・水防資機材の整備状況、備蓄場所、数量の確認、及び災害対策機械の要請方法、備蓄資材の相互支援方法を確認する必要がある。 25	■課題 ・大規模洪水時の被害規模、被害箇所に対して、十分な量と質の水防資機材を整備する必要がある。水防資機材を計画的に更新する必要がある。 26 ・水防資機材の整備状況、備蓄場所、数量の確認、及び災害対策機械の要請方法、備蓄資材の相互支援方法を確認する必要がある。 27	39. 関係市町へのフォローアップ結果を反映して更新
	 水防資機材の備蓄  山形県有水防資器材の取扱要領（R3 山形県水防計画書）	 水防資機材の備蓄  山形県有水防資器材の取扱要領 （R7 山形県水防計画書）	40. 山形県有水防資器材の取り扱い要領

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４．現状の取組状況</td><td>④市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応
<table><tr><th>□現状</th></tr><tr><td>・地域防災計画の中で、庁舎使用不能時の代替施設が設定されている。</td></tr></table>
<table><tr><th colspan="2">■課題</th></tr><tr><td>・大規模氾濫時に庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する事態を想定した対策が必要である。</td><td>26</td></tr><tr><td>・庁舎使用不能時の災害対策本部設置施設の浸水可能性を検証し、大規模氾濫時の災対本部機能確保が必要である。</td><td>27</td></tr></table></td><td>④市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応
<table><tr><th>□現状</th></tr><tr><td>・地域防災計画の中で、庁舎使用不能時の代替施設が設定されている。</td></tr></table>
<table><tr><th colspan="2">■課題</th></tr><tr><td>・大規模氾濫時に庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する事態を想定した対策が必要である。</td><td>28</td></tr><tr><td>・庁舎使用不能時の災害対策本部設置施設の浸水可能性を検証し、大規模氾濫時の災対本部機能確保が必要である。</td><td>29</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>(3)一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組みの現状と課題
①排水施設、排水資機材の整備と運用
<table><tr><th>□現状</th></tr><tr><td>・老朽化した排水機場の更新を実施している（大旦川排水機場等）。</td></tr><tr><td>・国、県で管理されている管理ダムの防災操作により、最上川の洪水時ピーク水位を低減している。</td></tr><tr><td>・平常時から排水施設、排水ポンプ車や照明車等の災害対策用機械の定期的な保守点検の実施、職員等の機器操作訓練の実施、演習等での運用訓練を実施し、洪水時に排水機能を100%発揮できる態勢を確保している。</td></tr></table>
<table><tr><th colspan="2">■課題</th></tr><tr><td>・決壊を伴う大規模氾濫時において、現状の排水施設の機能停止状況を共有し、排水機能確保のため、運用計画も含めた必要な対策を講ずる必要がある。</td><td>28</td></tr><tr><td>・関係機関において、大規模洪水時の排水機場、水門、樋門、遊水地の操作、ダム操作に関する情報を共有する必要がある。</td><td>29</td></tr></table>

排水訓練の実施</td><td>(3)一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組みの現状と課題
①排水施設、排水資機材の整備と運用
<table><tr><th>□現状</th></tr><tr><td>・老朽化した排水機場の更新を実施している（大旦川排水機場等）。</td></tr><tr><td>・国、県で管理されている管理ダムの防災操作、国で管理されている管理ダムの特別防災操作により、最上川の洪水時ピーク水位を低減している。
・令和３年９月に洪水調節機能の向上の取り組みの継続・推進を図ることを目的として、「最上川水系ダム洪水調節機能協議会」が設立されている。利水ダム等を有する河川において、河川管理者、ダム設置者及び関係利水者等による事前放流に関する協定が締結されている。</td></tr><tr><td>・平常時から排水施設、排水ポンプ車や照明車等の災害対策用機械の定期的な保守点検の実施、職員等の機器操作訓練の実施、演習等での運用訓練を実施し、洪水時に排水機能を100%発揮できる態勢を確保している。</td></tr></table>
<table><tr><th colspan="2">■課題</th></tr><tr><td>・決壊を伴う大規模氾濫時において、現状の排水施設の機能停止状況を共有し、排水機能確保のため、運用計画も含めた必要な対策を講ずる必要がある。</td><td>30</td></tr><tr><td>・関係機関において、大規模洪水時の排水機場、水門、樋門、遊水地の操作に関する情報を共有する必要がある。また、ダムの事前放流に関する情報、ダムの防災操作及び特別防災操作に関する情報を共有する必要がある。</td><td>31</td></tr></table></td><td>41. ダムの防災操作及び特別防災操作、最上川水系ダム洪水調節機能協議会等について更新</td></tr>
</table>

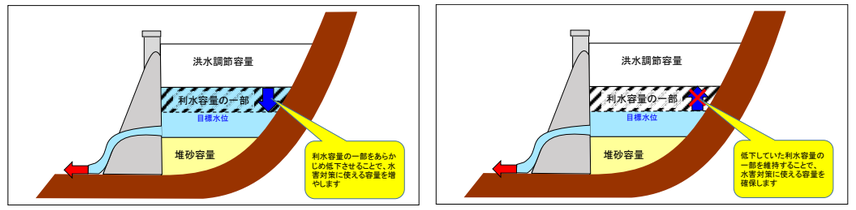
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況	 管理ダムによる防災操作（H25.７月洪水）	 排水ポンプ車設置訓練の実施（R7.５.15）  ※速報値のため、今後変更となる場合があります。 管理ダムによる防災操作（R4.８月洪水）	42. 排水訓練の様子の写真を最新版に差替 43 令和４年８月洪水時の各ダムの防災操作資料に差替
	(4) 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する現状と課題 □現状 ・気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。 ■課題 ・厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。 30	(4) 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する現状と課題 □現状 ・気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。 ■課題 ・厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。 32	

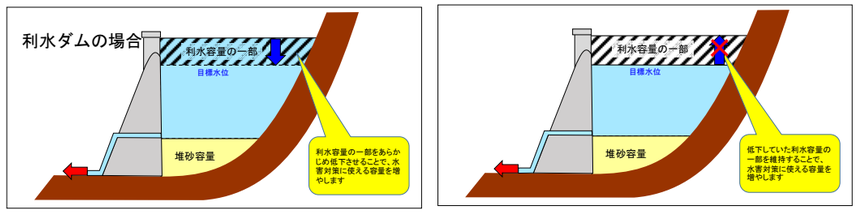
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
４．現状の取組状況		(5) 流域治水の推進 □現状 ・気候変動の影響や社会情勢の変化などを踏まえ、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申が令和２年７月にとりまとめられた。この答申を踏まえ、国土交通省では気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体を行う「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行うこととした。 ・最上川水系では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、あらゆる関係者（国・県・市町村等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進するため、「最上川水系流域治水プロジェクト」を令和３年３月に策定し、流域に関わる関係者出流域治水に取り組んでいく姿勢として「最上川流域治水宣言」を併せて表明した。 【流域治水協議会でのみ実施されている具体的な対策】 ■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ○ 河道掘削、堤防整備、分水路整備、質的整備、遊水地改良、支川河川整備、河川流下能力向上・持続化対策事業（堆積土砂撤去・支障木伐採）、民間企業と連携した公募伐採等 ○ 新規分水路・洪水貯留・遊水機能保全及び確保に関する検討 ○ 堤防耐力の向上（インフラＤＸ（施策）における河川管理の高度化・効率化（３次元点群データの活用等） ○ 粘り強い河川堤防の検討 ○ 砂防堰堤等の整備 ○ 雨水幹線及び貯留浸透施設の整備、一般住宅敷地内浸透施設設置の推進 ○ 森林整備・治山対策・水田貯留（田んぼダム取組の拡大）・ため池の保全 ○ 農業用排水機場等の整備 ○ 下水道施設（処理場等）の耐水化 ○ 貯留機能保全区域の検討 ■被害対象を減少させるための対策 ○ 災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導 ○ 土地利用規制・誘導（災害危険区域等） ○ 家屋移転、かさ上げ補助制度の創設 ○ 雪対策と連携した氾濫被害の軽減(高床住宅等) ○ 農業用ハウスの浸水区域外への移転 ○ 宅地嵩上げ支援・空き家・空き地を活用した雨水貯留設備 ○ 防災まちづくりの推進 ■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 ○ 農地防災減災事業 ○ 河道掘削土を活用した水防災拠点（兼避難場所）の整備 ○ 「命を守る行動」に繋げる情報発信（ワンコイン浸水センサの設置） ○ 「水害リスクライン・洪水キキクル」の普及・利活用促進（近年の洪水を踏まえた避難判断に資する検討） ○ 流域タイムラインの運用開始に向けた検討、実践	44. 流域治水プロジェクト等の事業内容を反映

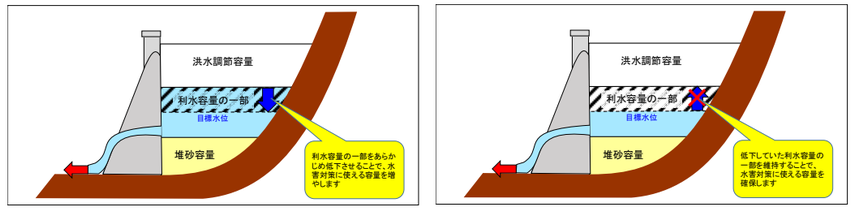
<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４．現状の取組状況</td><td></td><td>
<table>
<tr><th>■課題</th><th></th></tr>
<tr><td>・氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、河川区域の堤防の整備や河道掘削など河川事業だけでなく、集水域での砂防、下水道など他分野との役割分担による施設整備が必要である。</td><td>33</td></tr>
<tr><td>・被害対象を減少させるために、河川区域や集水域の施設整備だけでなく、氾濫域の土地利用規制等の仕組み・制度など法的措置が必要である。</td><td>34</td></tr>
<tr><td>・被害の軽減、早期復旧・復興のために、新たな避難判断情報の活用や被災時に備えた対応への準備が必要である。</td><td>35</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>
(5)その他
①災害復旧の支援体制の強化
<table>
<tr><th>□現状</th></tr>
<tr><td>・自治体の災害復旧経験者が不足している。
・災害情報については、県を通じて共有が図られている。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="2">■課題</th></tr>
<tr><td>・自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための育成・支援体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有の取組を継続する必要がある。</td><td>31</td></tr>
</table>
</td><td>
(6)その他
①災害復旧の支援体制の強化
<table>
<tr><th>□現状</th></tr>
<tr><td>・自治体の災害復旧経験者が不足している。
・災害情報については、県を通じて共有が図られている。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="2">■課題</th></tr>
<tr><td>・自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための育成・支援体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有の取組（災害復旧初期支援の活用検討等）を継続する必要がある。</td><td>36</td></tr>
</table>
</td><td>45. 関係市町へのフォローアップ結果を反映して更新</td></tr>
</table>

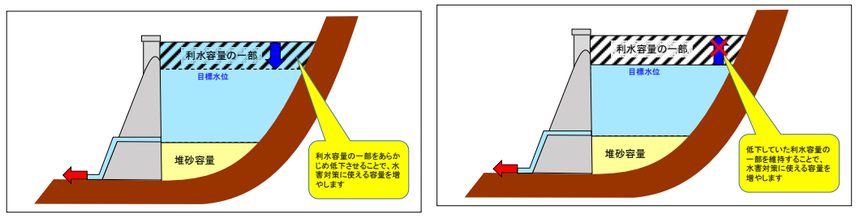
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
５．減災のための目標	円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和７年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 【５年間で達成すべき目標】 **羽越水害を忘れずに新たな水害に備える** 近年多発する水害や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和２年７月豪雨の発生を踏まえ、昭和 42 年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区 20 市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。 上記目標の達成に向け、最上川上流域において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。 ①　住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ②　洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③　一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和７年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 【５年間で達成すべき目標】 **流域治水を自分事化し、災害に備える地域を創る** 令和 2 年 7 月豪雨、令和４年８月出水の発生を踏まえ、最上川上流域 20 市町、山形県、国、民間企業等のあらゆる関係者が協働して流域治水の自分事化の取組を推進し、住民一人ひとりの防災意識向上とともに、「氾濫の防止・軽減、被害対象の減少、被害の軽減・早期復旧・復興」を目指す。 上記目標の達成に向け、最上川上流域において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。 ①　治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進 ②　土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進 ③　命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化 ・住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ・洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ・一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	46 次期取組方針（案）を検討し、目標（案）を更新 47. 3 本柱の②と③を流域治水対策プロジェクトの 3 本柱に併せて見直し

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td>６．概ね５年で実施する取組</td><td>氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。
特に、以下の３項目について、最上川上流域で重点的に取り組んでいく。
①　洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上
②　より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成
③　時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進
なお、フォローアップでは下記のとおり工夫しながら進めるものとする。
・地域特性や氾濫特性から分割したブロック毎に、幹事会を開催
・情報連携紙による各構成機関の取組状況等の情報共有</td><td>最上川上流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、各構成機関へのフォロアップ調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。
特に、以下の３項目について、最上川上流域で重点的に取り組んでいく。
①　洪水に対する防災意識、逃げる意識の向上
・防災意識が低い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図るきっかけづくり
・防災意識が高い住民に向けた地域の防災リーダーの育成と共助の仕組づくり
・住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携
②　より実践的な避難訓練の実施、および要配慮者利用施設の避難計画の作成
③　時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進
なお、フォローアップでは下記のとおり工夫しながら進めるものとする。
・地域特性や氾濫特性から分割したブロック毎に、幹事会を開催
・「流域治水取組状況マップ」等による各構成機関の取組状況等の情報共有
①治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進</td><td>48. 重点的取組（案）を更新</td></tr>
<tr><td></td><td>■洪水を河川内で安全に流す対策
<table><tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr><tr><td>＜最上川上流＞
・既存ダムの洪水調節機能の向上</td><td>30</td><td>継続実施</td><td>最上川水系
ダム洪水調節機能
協議会</td></tr></table></td><td>■洪水を河川内で安全に流す対策
<table><tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr><tr><td>＜最上川上流＞
・既存ダムの洪水調節機能の向上</td><td>32</td><td>継続実施</td><td>最上川水系
ダム洪水調節機能
協議会</td></tr><tr><td>・河道掘削、堤防整備、分水路整備、質的整備、遊水地改良、支川河川整備、河川流下能力確保対策、民間企業と連携した公募伐採等</td><td>33</td><td>R7年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr><tr><td>・新規分水路・洪水貯留・遊水機能保全及び確保に関する検討</td><td>33</td><td>R7年度から実施</td><td>東北地整</td></tr><tr><td>・堤防耐力の向上（インフラＤＸ（施策）における河川管理の高度化・効率化（３次元点群データの活用等）</td><td>33</td><td>R7年度から実施</td><td>東北地整</td></tr><tr><td>・粘り強い河川堤防の検討</td><td>33</td><td>R7年度から実施</td><td>東北地整</td></tr></table></td><td>49. 流域治水プロジェクトのハード対策を追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td>
多目的ダムの場合




事前放流イメージ図
</td>
<td>
多目的ダムの場合


利水ダムの場合


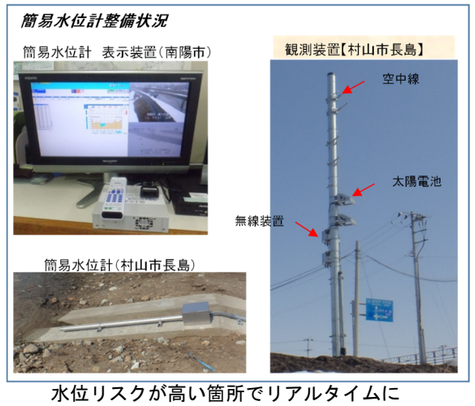
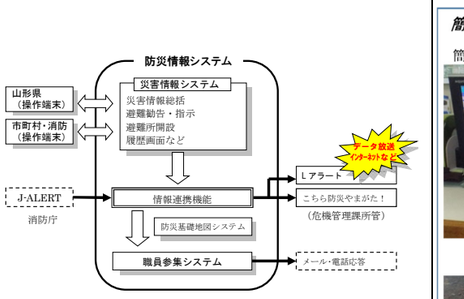
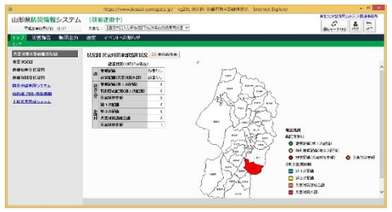
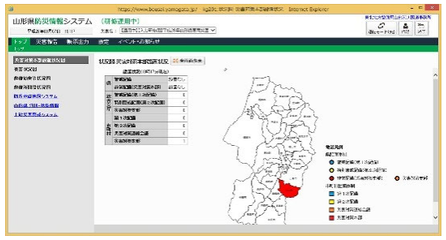
事前放流イメージ図
■集水域での対策
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・砂防堰堤等の整備</td><td>33</td><td>R7 年度から
実施</td><td>山形県</td></tr>
<tr><td>・雨水幹線及び貯留浸透施設の整備、一般住宅敷地内浸透施設設置の推進</td><td>33</td><td>R7 年度から
実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・森林整備・治山対策・水田貯留（田んぼダム取組の拡大）・ため池の保全</td><td>33</td><td>R7 年度から
実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・農業用排水機場等の整備</td><td>33</td><td>R7 年度から
実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・下水道施設（処理場等）の耐水化</td><td>33</td><td>R7 年度から
実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・貯留機能保全区域の検討</td><td>33</td><td>R7 年度から
実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>50. 流域治水プロジェクトのハード対策を追加</td>
</tr>
</table>

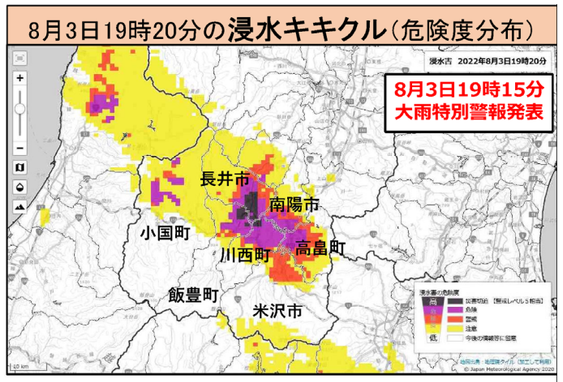
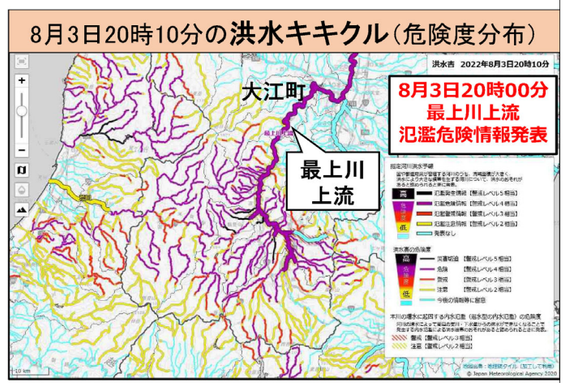
<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td></td>
<td>②土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進

■氾濫域での対策
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・家屋移転、かさ上げ補助制度の創設</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・雪対策と連携した氾濫被害の軽減(高床住宅等)</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・農業用ハウスの浸水区域外への移転</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・宅地嵩上げ支援・空き家・空き地を活用した雨水貯留設備</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・防災まちづくりの推進</td><td>34</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・農地防災減災事業</td><td>35</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
</table>
</td>
<td>51. 流域治水プロジェクトのソフト対策を追加</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td>
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・雨量・水位等の観測および伝達のための基盤整備</td><td>2、21</td><td>継続実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・山形県防災情報システムを活用した、避難状況、被害状況、水防活動状況等の伝達・共有基盤の整備</td><td>21</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布</td><td>6、8</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備</td><td>20、24、25</td><td>継続実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、代替施設の指定等</td><td>26、27</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）</td><td>26、27</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・リスクが高い箇所及び河川水位等を監視するためのCCTVカメラ及び簡易水位計等の整備、及びCCTVカメラ画像の受信設備の設置</td><td>2、21</td><td>継続実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・円滑かつ迅速な避難に資する施設整備
・住民の避難にも活用出来る河川堤防等の整備</td><td>11</td><td>H29 年度から順次実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・水害危険性の周知促進</td><td>2、5、21</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・避難計画作成の支援ツールの充実</td><td>11</td><td>R3 年度から実施</td><td>山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・水防拠点の拡張・増設</td><td>24</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・雨量・水位等の観測および伝達のための基盤整備</td><td>1，2、6、23</td><td>継続実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・山形県防災情報システムを活用した、避難状況、被害状況、水防活動状況等の伝達・共有基盤の整備</td><td>1、2、6、23</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布</td><td>6、8</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備・拡充（排水ポンプ、救命胴衣等）</td><td>26、27</td><td>継続実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、代替施設の指定等</td><td>28、29</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）</td><td>28、29</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・リスクが高い箇所及び河川水位等を監視するためのCCTVカメラ及び簡易水位計等の整備、及びCCTVカメラ画像の受信設備の設置</td><td>2、23</td><td>継続実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・円滑かつ迅速な避難に資する施設整備
・住民の避難にも活用出来る河川堤防等の整備</td><td>12</td><td>H29 年度から順次実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・水害危険性の周知促進（定期的なハザードマップの更新と住民への周知・啓発活動の継続）</td><td>11、20</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・避難計画作成の支援ツールの充実</td><td>12</td><td>R3 年度から実施</td><td>山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・水防拠点の拡張・増設</td><td>26</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・河道掘削土を活用した水防災拠点（兼避難場所）の整備</td><td>26、35</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・「命を守る行動」に繋げる情報発信（ワンコイン浸水センサの設置）</td><td>35</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・「水害リスクライン・洪水キキクル」の普及・利活用促進（近年の洪水を踏まえた避難判断に資する検討）</td><td>4、5、35</td><td>R7 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>52. 流域治水プロジェクトのソフト対策を追加</td>
</tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組	 水位リスクが高い箇所でリアルタイムに水位を把握するための簡易水位計の設置	 防災情報システム構成図	 水位リスクが高い箇所でリアルタイムに水位を把握するための簡易水位計の設置	53. CCTV カメラ、簡易水位計、山形県防災情報システムの最新版の図・写真に差替
	 CCTV カメラ基準水位イメージラインの提供	 山形県防災情報システム　防災情報端末	 山形県防災情報システム　防災情報端末	
		 危機管理型水位計の設置（R5:石子沢第２）	 CCTV カメラによる水位監視（長崎水位観測所）	
		   ワンコイン浸水センサを用いた浸水箇所の把握（中山町、川西町）	54. ワンコイ浸水センサの写真を追加

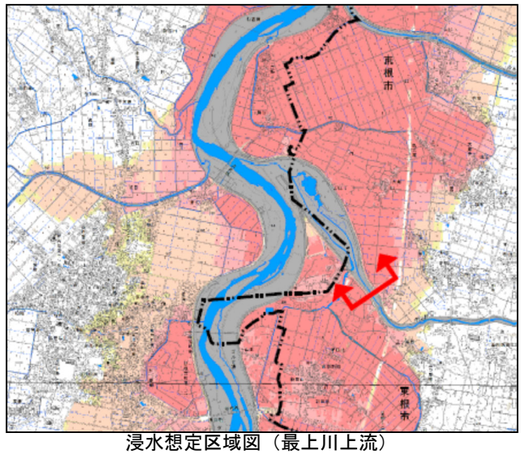
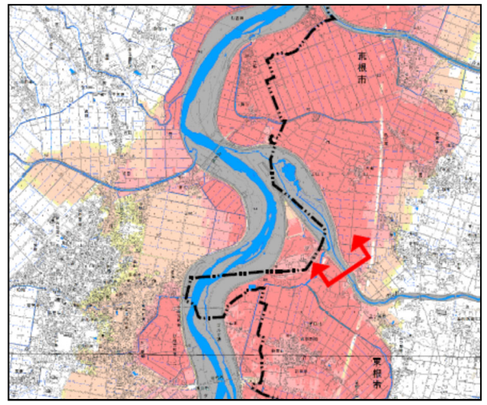
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組		 ワンコイン浸水センサを活用した浸水状況把握訓練（R6.7_川西町）   令和４年８月出水時における洪水キキクル（危険度分布）の活用（山形地方気象台）	55. 洪水キキクル（危険度分布）の図を追加

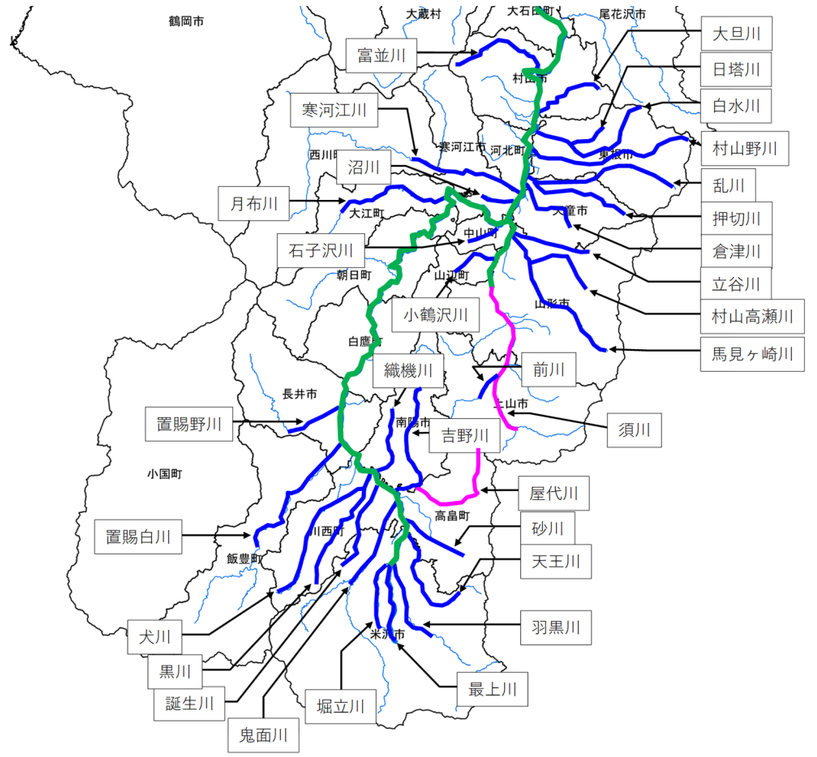
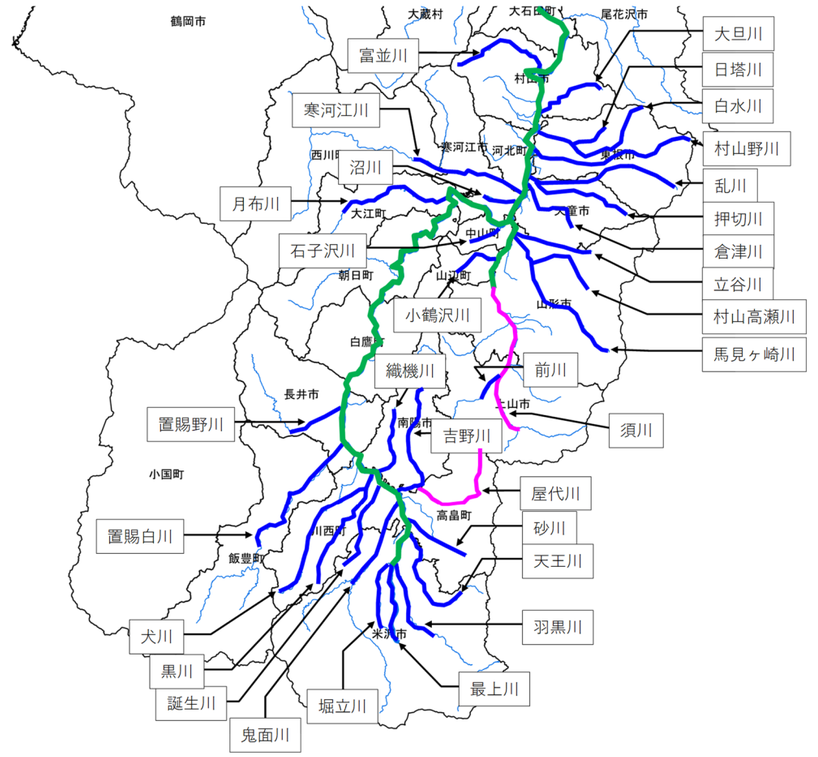
<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td>
２）ソフト対策の主な取組
各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。(別紙参照)

①逃げ遅れゼロにむけた、迅速かつ的確な避難行動のための取組

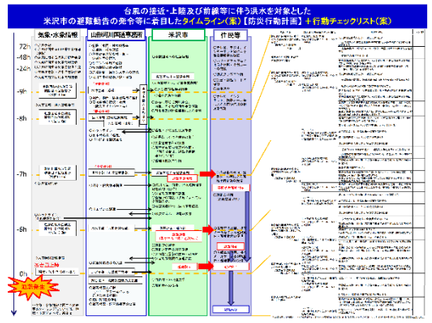
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表</td><td>1、11、12</td><td>継続実施</td><td>山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定・周知</td><td>11、12、16</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充およびまち歩き等による地域内の危険箇所等の把握</td><td>11、16</td><td>継続実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成</td><td>8、9、14</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・共助の仕組みの強化</td><td>8、9、14</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）</td><td>16、18</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進</td><td>10</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・民間企業と連携した避難体制の強化</td><td>11, 12, 14, 15</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・広域連携による連携体制の強化</td><td>12</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>
２）ソフト対策の主な取組
各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。(別紙参照)

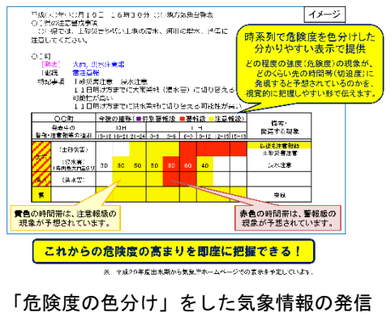
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表</td><td>1、11、12、13、18</td><td>継続実施</td><td>山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定・周知</td><td>11、13</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充およびまち歩き等による地域内の危険箇所等の把握</td><td>12、18、20</td><td>継続実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成</td><td>9、15</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・共助の仕組みの強化</td><td>8、9、15、17</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）及び普及啓発活動の実施</td><td>14、18、20</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
東北地整</td></tr>
<tr><td>・大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進</td><td>10</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>・民間企業と連携した避難体制の強化</td><td>13、15、16</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・広域連携による連携体制の強化</td><td>16</td><td>R3 年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>56. 関係市町へのフォローアップ調査結果等を踏まえて記載内容を更新</td>
</tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組	 まち歩きにより、避難ルート危険箇所を検討  標識の設置状況 まるごとまちごとハザードマップの例 河川管理者が作成し市町村へ通知 「浸水想定区域図」 ・浸水範囲 ・浸水深  浸水想定区域図（最上川上流） 平成 29 年 1 月公表	 浸水深看板設置 河川管理者が作成し市町村へ通知 「浸水想定区域図」 ・浸水範囲 ・浸水深  浸水想定区域図（最上川上流） 平成 29 年 1 月公表 長井市におけるまるごとまちごとハザードマップの看板設置状況（R5.8.9）	57. まるごとまちごとハザードマップの設置状況の写真を最新版に更新

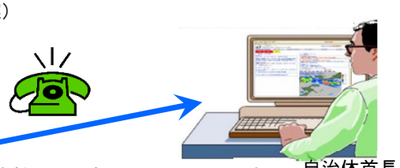
項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組	洪水浸水想定区域図作成対象河川 **洪水予報河川・水位周知河川位置図**  洪水予報河川【最上川上流県管理】2河川 水位周知河川【最上川上流県管理】30河川	洪水浸水想定区域図作成対象河川 **洪水予報河川・水位周知河川位置図**  洪水予報河川【最上川上流県管理】2河川 水位周知河川【最上川上流県管理】30河川	58. 山形県の洪水予報河川・水位周知河川一覧表で最新版を確認

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td>
■適切な高齢者等避難・避難指示の発令に備えた整備
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>（危険水位等設定河川）
・高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定</td><td>1、4</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>（危険水位等設定河川以外の河川）
・高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定</td><td>5</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
</table>
■高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムライン
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムラインの策定、及び実践に即した検証・改善</td><td>3</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練</td><td>19</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）</td><td>7</td><td>継続実施</td><td>気象庁</td></tr>
<tr><td>・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策</td><td>7</td><td>R7年度</td><td>気象庁</td></tr>
<tr><td>・ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言、及びホットラインの活用</td><td>2</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・多機関連携型タイムラインの作成、運用</td><td>15</td><td>R3年度から実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・ダム放流情報を活用した避難体系の確立</td><td>7</td><td>R3年度から実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</td><td>7</td><td>継続実施</td><td>山形県
東北地整
気象庁</td></tr>
<tr><td>・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実</td><td>26</td><td>R3年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・メディアとの連携による洪水情報の提供</td><td>7</td><td>R3年度から実施</td><td>山形地域
メディア
連携協議会</td></tr>
<tr><td>・合同記者会見やSNSでの防災情報の発信</td><td>1、2</td><td>R3年度から実施</td><td>東北地整
気象庁</td></tr>
</table>
</td>
<td>
■適切な高齢者等避難・避難指示の発令に備えた整備
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>（危険水位等設定河川）
・高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定</td><td>1、4</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
<tr><td>（危険水位等設定河川以外の河川）
・高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定</td><td>5</td><td>継続実施</td><td>市町</td></tr>
</table>
■高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムライン
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムラインの策定及び実践に即した検証・改善</td><td>3</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練</td><td>21</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）</td><td>8</td><td>継続実施</td><td>気象庁</td></tr>
<tr><td>・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策</td><td>7</td><td>R7年度</td><td>気象庁</td></tr>
<tr><td>・ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言、及びホットラインの活用</td><td>2</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・流域タイムラインの運用開始に向けた検討、実践</td><td>4、35</td><td>R5年度から実施</td><td>市町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・多機関連携型タイムラインの作成、運用</td><td>3、16</td><td>R3年度から実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・ダム放流情報を活用した避難体系の確立</td><td>7、19</td><td>R3年度から実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</td><td>7</td><td>継続実施</td><td>山形県
東北地整
気象庁</td></tr>
<tr><td>・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実</td><td>29</td><td>R3年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・メディアとの連携による洪水情報の提供</td><td>7、16</td><td>R3年度から実施</td><td>山形地域
メディア
連携協議会</td></tr>
<tr><td>・合同記者会見やSNSでの防災情報の発信</td><td>1、2</td><td>R3年度から実施</td><td>東北地整
気象庁</td></tr>
</table>
</td>
<td>59. 関係市町へのフォローアップ調査結果等を踏まえて記載内容を更新</td>
</tr>
</table>

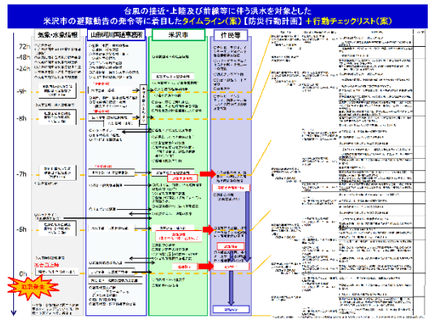
<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td>


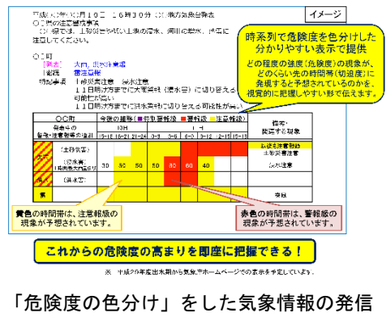


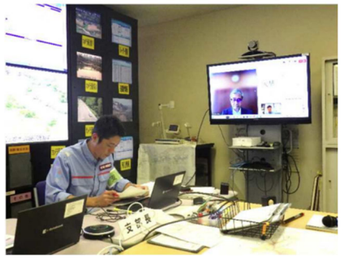
「危険度の色分け」をした気象情報の発信
行動チェックリストを併記したタイムライン（案）

山形河川国道事務所

確実性のため新たにメール配信する　自治体首長

首長、及び自治体職員（メール配信登録者）
ホットラインによる確実な情報伝達、助言の実施

■防災教育や防災知識の普及
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</td><td>13、18</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・防災教育の推進</td><td>13、14、16、18</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・プッシュ型の洪水予報等の情報発信</td><td>6</td><td>継続実施</td><td>山形県
気象庁
東北地整</td></tr>
<tr><td>・ダムの放流情報等の提供内容・範囲・手段の検討やダムの操作やその際に提供される意味等について周知</td><td>17</td><td>R3年度から実施</td><td>山形県
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>




「危険度の色分け」をした気象情報の発信
行動チェックリストを併記したタイムライン（案）

山形河川国道事務所

確実性のため新たにメール配信する　自治体首長

首長、及び自治体職員（メール配信登録者）
ホットラインによる確実な情報伝達、助言の実施

■防災教育や防災知識の普及
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・自主防災組織の防災リーダーの育成</td><td>17</td><td>R8年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・自主防災組織の組織設立の促進</td><td>17</td><td>R8年度から実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</td><td>14、20</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・防災教育の推進</td><td>14、15、18、20</td><td>継続実施</td><td>協議会全体</td></tr>
<tr><td>・プッシュ型の洪水予報等の情報発信</td><td>6、7</td><td>継続実施</td><td>山形県
気象庁
東北地整</td></tr>
<tr><td>・ダムの放流情報等の提供内容・範囲・手段の検討やダムの操作やその際に提供される意味等について周知</td><td>19</td><td>R3年度から実施</td><td>山形県
東北地整</td></tr>
</table>
</td>
<td>60. 自治体タイムライン、洪水危険度、ホットラインの最新版の図写真に差替

61. 関係市町へのフォローアップ調査結果等を踏まえて記載内容を更新：視点①市町へのフォローアップ結果</td>
</tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組	 ゲリラ豪雨展（H28 年 8 月）  災害体験学習「次世代に伝える防災術」（H27 年 6 月） 各種防災教育の実施 山大付属小での出前講座実施状況   山形県河川砂防情報メール等の活用促進	 流域治水防災教育講座の受講状況  小学校低学年向けマイ・タイムライン作成状況 小中学校における防災教育講座（出前講座）（R5. 6. 28）	62. 防災教育の取組状況の写真を最新版に更新

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組	②洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 **■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化**	**■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化**	

主な取組項目	課題番号	目標時期	取組機関
・水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保と伝達訓練の実施	23	継続実施	市町
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	23	継続実施	市町 山形県 東北地整
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（国、県、複数の市町が参加する訓練）	9 、22	定期的に継続実施	協議会全体
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討	23	継続実施	市町
・時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	22	継続実施	市町 山形県 東北地整



重要水防箇所の合同巡視
（水防管理団体(山辺町)との重要水防箇所合同巡視）



地域と共同での危険個所点検
（区長等との意見交換の様子）

主な取組項目	課題番号	目標時期	取組機関
・水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保と伝達訓練の実施	22	継続実施	市町
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	24、25	継続実施	市町 山形県 東北地整
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（国、県、複数の市町が参加する訓練）	23、24	定期的に継続実施	協議会全体
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討	25	継続実施	市町
・時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	24	継続実施	市町 山形県 東北地整

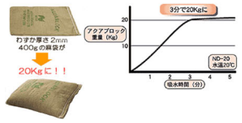
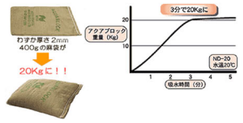


重要水防箇所の合同巡視
（水防管理団体(白鷹町)との重要水防箇所合同巡視（R7.5.19）

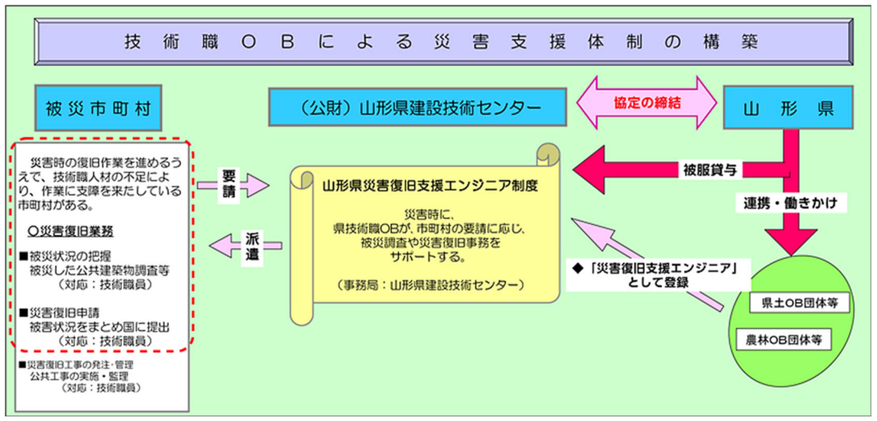


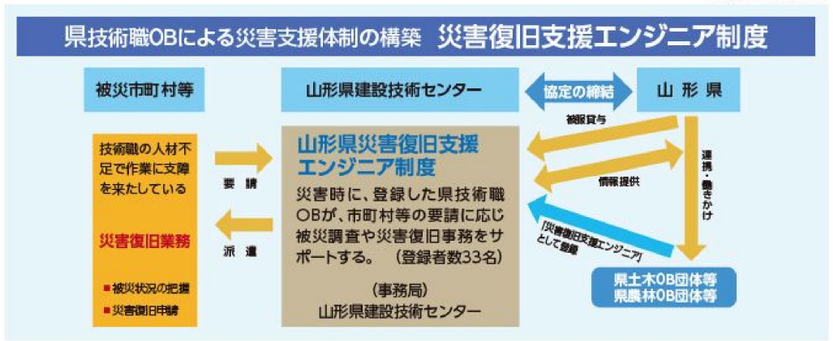
危険個所点検（町長等との意見交換の様子）
（R7.5.19）

63. 水防活動の取り組み状況の写真を最新版に差替

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組	 水防技術伝承のための基礎講座（北陸地整） 水防工法の解説書（四国地整） 簡易止水製品の例（メーカーHPより） 水マット工法 水土嚢の例（メーカーHPより） **水防技術水準の維持対策** **効率的水防活動のための水防工法、資機材**	 水防技術伝承のための基礎講座（北陸地整） 水防工法の解説書（四国地整） 簡易止水製品の例（メーカーHPより） 水マット工法 水土嚢の例（メーカーHPより） **水防技術水準の維持対策** **効率的水防活動のための水防工法、資機材**	64. 関係市町へのフォローアップ調査結果等を踏まえて記載内容を更新
	③一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動 **■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施** 主な取組項目 / 課題番号 / 目標時期 / 取組機関 ・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成 / 28 / 継続実施 / 市町 東北地整 ・排水計画に基づく排水訓練の実施 / 29 / 継続実施 / 市町 東北地整 ・排水設備の耐水性の強化 / 28 / R3年度から実施 / 市町 東北地整	**■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施** 主な取組項目 / 課題番号 / 目標時期 / 取組機関 ・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成 / 30、31 / 継続実施 / 市町 東北地整 ・排水計画に基づく排水訓練の実施 / 30、31 / 継続実施 / 市町 山形県 東北地整 ・排水設備の耐水性の強化 / 30 / R3年度から実施 / 市町 東北地整	
	 排水ポンプ車による内水排除 （山形市椹沢地区（H25.7.18）） 排水ポンプ車設置、排水訓練（平成 27 年）	 排水ポンプ車による排水訓練 （山形市（R6.6.23）） 排水ポンプ稼働訓練 （川西町（R6.6.23））	65. 排水訓練の実施状況の最新版の写真に差替

<table>
<tr><th>項目</th><th>現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）</th><th>次期取組方針（案）</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td>６．概ね５年で実施する取組</td>
<td>④その他

■災害復旧の支援体制の強化および災害情報の共有
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の活用
・毎年、県主催の災害復旧事業担当職員研修会を実施</td><td>31</td><td>継続実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・水防演習、ロールプレイングを実施
・人材不足を補うための育成・支援体制の強化</td><td>31</td><td>継続実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・JETT(ジェット：気象庁防災対応支援チーム派遣)</td><td>１、2</td><td>継続実施</td><td>気象庁</td></tr>
</table>
山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の概要


</td>
<td>■災害復旧の支援体制の強化および災害情報の共有
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題番号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td>・山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の活用
・毎年、県主催の災害復旧事業担当職員研修会を実施</td><td>36</td><td>継続実施</td><td>市町
山形県</td></tr>
<tr><td>・水防演習、危機管理演習等を実施
・人材不足を補うための育成・支援体制の強化</td><td>36</td><td>継続実施</td><td>東北地整</td></tr>
<tr><td>・JETT(ジェット：気象庁防災対応支援チーム派遣)</td><td>１、2</td><td>継続実施</td><td>気象庁</td></tr>
</table>




災害復旧支援エンジニア制度（R7.6時点）（山形県建設技術センター）</td>
<td>66. 令和７年度最上川上流の実施内容を反映して更新

67. 山形県建設技術センターの災害復旧支援等の図・写真の更新</td>
</tr>
</table>

項目	現行の取組方針（令和４年１１月１０日改定）	次期取組方針（案）	変更内容
６．概ね５年で実施する取組		  災害復旧事業に関する講習会	
７．フォローアップ	各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。 また、地域特性や氾濫特性から最上川上流域を 5 ブロック（東南置賜、西置賜、北村山、東南村山、西村山）に分割し、毎年、各々で幹事会ブロック会議を開催し、ブロックごとに取組の具体化と推進、見直しを行う。 なお、情報連携紙により各構成機関の取組状況等の情報共有を行う。 更に、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 （附則） 平成 28 年 9 月 12 日　作成 平成 29 年 11 月 22 日　第 1 回改正 令和 3 年 7 月 30 日　改定 令和 4 年 11 月 10 日　改定	各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。 また、地域特性や氾濫特性から最上川上流域を 5 ブロック（東南置賜、西置賜、北村山、東南村山、西村山）に分割し、毎年、各々で幹事会ブロック会議を開催し、ブロックごとに取組の具体化と推進、見直しを行う。 なお、情報連携紙により各構成機関の取組状況等の情報共有を行う。 更に、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 （附則） 平成 28 年 9 月 12 日　作成 平成 29 年 11 月 22 日　第 1 回改正 令和 3 年 7 月 30 日　改定 令和 4 年 11 月 10 日　改定 令和 8 年●月●日　改定	68. 改定年月日の更新【日付未決定】